

令和7年度 福岡市保育施設等利用のご案内

●令和7年4月1日利用申込締切・利用調整(選考)結果発送

※申請はオンラインでも行うことができます。締切日は紙申請と同じです。

	申込締切	選考結果 通知発送日	提出場所
一次調整※	令和6年 11月25日(月)	令和7年 1月28日(火)	第1希望の 保育施設等
二次調整	令和7年 2月5日(水)	令和7年 2月21日(金)	第1希望の保 育施設等が所 在する区の子 育て支援課
三次調整 (最終)	令和7年 3月3日(月)	令和7年 3月12日(水)以降	

※令和6年11月18日生まれから令和6年12月31日生まれのお子さんの一次調整の申込締切日は、令和7年1月7日(火)です。
提出先は、第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課です。

このご案内での、「保育施設等」とは、認可保育所、認定こども園(保育機能部分)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)、居宅訪問型保育事業のことです。

オンライン手続きについて

保育所手続きガイド

- 必要書類が簡単に確認できます
- 結果をLINEで共有できます

空きマップ

- ウェブで受入状況が確認できます
- マップで見れば一目瞭然

オンライン申請

- ご自宅で手続きができます
- 申請書を**持参不要**です

ふくおか保育所案内板〈空きマップ〉
からご確認ください。



＜目 次＞

1	利用申込みの流れ	1～3ページ
2	保育施設等の利用申込み	4～6ページ
3	教育・保育給付認定	7～9ページ
4	申込みの対象となる保育施設等	10ページ
5	申込みに必要となる書類	11～13ページ
6	利用に関するその他手続き (転園・退所・申込みから状況変更・現況届・長期欠席)	14～15ページ
7	利用者負担額(保育料・副食費)	16～17ページ
8	待機児童支援事業	18ページ
9	実費徴収補足給付事業	18ページ
10	その他の保育事業 (延長保育・休日保育・さぽーと保育・一時預かり事業 ・「福岡市型」こども誰でも通園制度・ベビーシッター派遣事業)	19ページ
11	幼稚園3歳未満児受入れ促進事業・企業主導型保育事業の利用	20ページ
12	よくある問い合わせ	21～23ページ
13	利用申込み関係書類様式 (利用申込み・状況確認・マイナンバー・就労証明書等)	24～39ページ
14	福岡市保育施設一覧	40～45ページ
15	福岡市地域型保育事業所一覧	46～48ページ
16	保育料表	49ページ
17	お問い合わせ先	50ページ

＜利用申込みを検討されている皆様へ＞

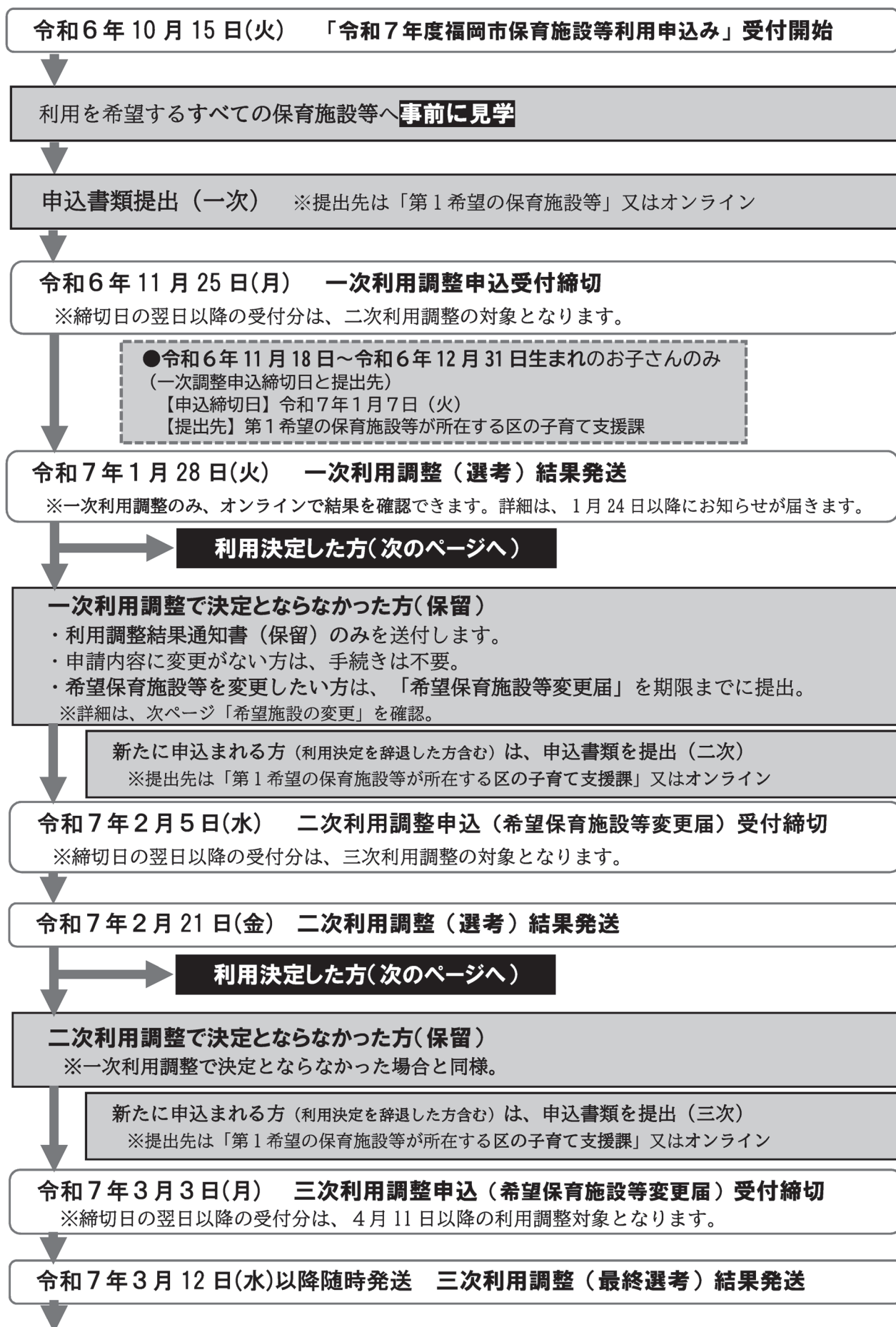
- 各区子育て支援課に「子育て支援コンシェルジュ」という専門の相談員を配置しています。保育サービス等(保育所、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業等)の利用全般について、お気軽にご相談ください。
- 保育施設等とは、就労などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。子育てについて不安なことや保育施設等に入所後の生活について分からないことがあれば、おひとりで悩まず、遠慮なく保育施設等に相談してください。
- 福岡市では利用申込み前に希望するすべての保育施設等へ事前見学が必要です。保育施設によって、その保育方針や保育料以外に必要な経費など異なります。

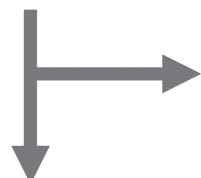
利用開始後に、想定と違ったということがないように、お子さんと一緒に面談及び重要事項説明を受けて、利用申込みを行ってください。

また、お子さんを集団生活の場で安全に保育するために障がい・発達の遅れ・難病等の有無やアレルギーの有無なども見学の際に保育施設等へ申告をお願いいたします。(利用申込み状況確認票29ページの記載も必要です。)

1 利用申込みの流れ

(1) 令和7年4月1日の利用申込み





三次利用調整で決定とならなかった方(保留)

- ・支給認定証と利用調整結果通知書(保留)を送付します。
- ・引き続き、4月11日の利用調整の対象となります。

利用決定した方(一次・二次・三次)

- ・支給認定証と利用調整結果通知書(決定)を送付します。
- ・受け取ったら、利用についての事前説明がありますので、決定した保育施設等に速やかに連絡してください。

各保育施設等での利用説明

令和7年4月1日 利用開始

※利用者負担額(保育料・副食費)の決定通知については、保育施設等を通じて、4月1日以降にお渡しします。

【復職・就労予定で入所した方】

4月1日から利用する「育児休業からの復職」「就労予定」の方は、5月1日(木)までに復職・就労する必要があります。

(2) 年度途中(令和7年4月11日以降利用開始)の利用申込み

利用を希望するすべての保育施設等へ**事前に見学**

申込書類提出 ※提出先は「第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課」又はオンライン

利用開始希望日の1か月前 4月11日～3月21日付け利用申込受付締切

※利用開始希望日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。(3ページ参照)

利用開始決定日の約2週間前 4月11日～3月21日付け利用(選考)結果発送

利用決定の方

- ・利用についての事前説明がありますので、決定した保育施設等に速やかに連絡してください。

各保育施設での利用説明

利用開始日から利用開始

決定とならなかった方(保留)

- 教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和7年度末(令和8年3月31日)までの間に、利用開始日(各月1日、11日、21日)ごとに利用調整を行います。
- 当初の利用開始希望以降の利用調整については、利用が決定した場合のみ、利用開始日の約2週間前に利用調整結果通知書(決定)を送付します。
- 「希望保育施設等変更届」の提出により、希望保育施設等を変更できます。

【希望施設の変更】

- 選考で利用決定とならなかった方で、他の保育施設等への利用を希望される場合は、必ず「希望保育施設等変更届」を提出してください。提出先は現在申込みを行っている第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課又はオンラインです。
- 選考で決定とならなかった方で、利用希望保育施設等を変更せず、利用可能となるまで待つ場合は、教育・保育給付認定の有効期間内であれば特に手続きは必要ありません。利用可能となった時点で通知します。

(3) 令和7年度利用申込みスケジュール（オンライン申請も利用申込締切日は同じです。）

利用開始（希望）日	利用申込締切日		復職（就労開始）期限日
令和7(2025)年4月1日（火）	1次調整	令和6(2024)年 11月25日（月）	令和7(2025)年 5月1日（木）
	2次調整	令和7(2025)年 2月5日（水）	
	3次調整	3月3日（月）	
4月11日（金）		3月11日（火）	5月11日（日）
4月21日（月）		3月21日（金）	5月21日（水）
5月1日（木）		4月1日（火）	6月1日（日）
5月11日（日）		4月11日（金）	6月11日（水）
5月21日（水）		4月21日（月）	6月21日（土）
6月1日（日）		5月1日（木）	7月1日（火）
6月11日（水）		5月9日（金）	7月11日（金）
6月21日（土）		5月21日（水）	7月21日（月）
7月1日（火）		5月30日（金）	8月1日（金）
7月11日（金）		6月11日（水）	8月11日（月）
7月21日（月）		6月20日（金）	8月21日（木）
8月1日（金）		7月1日（火）	9月1日（月）
8月11日（月）		7月11日（金）	9月11日（木）
8月21日（木）		7月18日（金）	9月21日（日）
9月1日（月）		8月1日（金）	10月1日（水）
9月11日（木）		8月8日（金）	10月11日（土）
9月21日（日）		8月21日（木）	10月21日（火）
10月1日（水）		9月1日（月）	11月1日（土）
10月11日（土）		9月11日（木）	11月11日（火）
10月21日（火）		9月19日（金）	11月21日（金）
11月1日（土）		10月1日（水）	12月1日（月）
11月11日（火）		10月10日（金）	12月11日（木）
11月21日（金）		10月21日（火）	12月21日（日）
12月1日（月）		10月31日（金）	令和8(2026)年 1月1日（木）
12月11日（木）		11月11日（火）	1月11日（日）
12月21日（日）		11月21日（金）	1月21日（水）
令和8(2026)年 1月1日（木）		12月1日（月）	2月1日（日）
1月11日（日）		12月11日（木）	2月11日（水）
1月21日（水）		12月19日（金）	2月21日（土）
2月1日（日）		12月26日（金）	3月1日（日）
2月11日（水）	令和8(2026)年 1月9日（金）		3月11日（水）
2月21日（土）		1月21日（水）	3月21日（土）
3月1日（日）		1月30日（金）	4月1日（水）
3月11日（水）		2月10日（火）	4月11日（土）
3月21日（土）		2月20日（金）	4月21日（火）

- 市外からの転入予定の方等で郵送により申込みをする場合は、提出先へ事前連絡のうえ、締切日（必着）までに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に申込みしてください。
- 郵便事故に関する責任は負いかねますので、「簡易書留」「配達証明」等の配達状況が確認できる郵送方法を推奨します。

2 保育施設等の利用申込み

(1) 利用できる方

次の「①保育対象年齢」「②住所要件」「③保育の必要性の事由」をすべて満たす場合に申込みができます。なお、保育施設等を利用する場合は幼稚園や企業主導型保育事業所との併用利用はできません。

① 保育対象年齢

生後3か月経過した日の翌日～小学校就学前まで

※3か月未満のお子さんの保育が必要な方は、ベビーシッター派遣事業（19 ページ）を参照ください。

② 住所要件

お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。（福岡市に住民票があることを原則とします）

③ 保育の必要性の事由（詳細については9 ページへ）

お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。

- 就労している（月60時間以上）
- 妊娠中又は出産後間がない
（出産月の前2か月から出産日の後8週間、多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の14週間前から）
- 疾病、負傷、障がい等がある
- 同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護している
（月60時間以上）
- 災害等の復旧にあたっている
- 求職活動をしている
- 就学している（月60時間以上）
- 育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- その他、前各項に類する状態であり福祉事務所長が必要と認める場合

(2) 令和7年度年齢別クラス

年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	お子さんの生年月日
0歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～
1歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳児クラス	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

(3) 利用手続きの流れ

1

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を申請します。
同時に、利用を希望する認可保育施設等の利用申込みを行います。

2

保護者の希望や施設等の空き状況などにより、市が利用調整を行います。

3

市から「支給認定証」を交付します。
あわせて、利用調整の結果を保護者にお知らせします。

4

利用先の決定

保育所（公立・私立）

利用者は、市が決定した保育料を市へ納めます。

認定こども園、地域型保育事業

利用者は、施設・事業者と契約し、市が決定した保育料を施設・事業所へ支払います。

(4) 申込み時の注意事項について

- 複数の保育施設等に利用を希望している場合は、いずれかの希望する保育施設等への利用が決定した段階で、他の施設への申込みは効力をなくします。決定した保育施設等以外を希望する場合は、辞退届を提出し、改めて利用申込みを行ってください。
- 利用申込みが利用定員を超えたときは、審査を行い、保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、希望する保育施設等を利用できない場合もあります。（先着順ではありません。）
また、お待ちになっている方の中での順位はお問い合わせいただいても回答できませんのでご了承ください。
※ 保育の必要性及び利用調整点数は、申込み時点で提出された書類の内容により就労状況や世帯状況等から判断しております。（「福岡市保育施設等利用調整基準表」は福岡市ホームページに掲載しております。）
※ 申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、15ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50ページ）にご提出ください。
- 提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いするほか、勤務先等への電話や書面による調査、各区子育て支援課での面談を行うことがあります。
- 入所決定後に利用開始日を変更する（早めたり、遅らせる）ことはできません。決定した利用開始日に入所できない場合は、辞退届を提出し、改めて利用申込みを行ってください。
- 同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合は、原則として、利用の申込みはできません。
- 「育児休業から復職」「就労予定」によって入所が決定した場合、「令和7年度利用申込みスケジュール」（3ページ）で指定している「復職（就労開始）期限日」までに復職（就労開始）をしていただく必要があります。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。

(5) 育児休業から復職予定の方の申込みについて

① 育児休業の延長が可能で、利用調整における順位を下げる事が承諾できる場合

利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能であり、利用調整における順位を下げることを承諾できる場合は、「利用申込み状況確認票」（29ページ）「2 育児休業からの復職意思の確認」の②にチェックをしてください。②にチェックをした場合は、世帯の状況にかかわらず利用調整点数を「0点」で選考します。

ただし、利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。

年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50ページ）に提出してください。

この取扱いを希望される場合は、ご家庭で十分に検討のうえ申込みを行ってください。

② 育児休業及び育児休業給付金の延長に必要な手続きについて

令和7年4月から手続きが変更となり、「利用調整結果通知書（保留）」のほか、利用申込書及び利用申込み状況確認票の写しの提出が必要になります。必要な手続き・書類の詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。育児休業から復職予定の方で、利用開始希望日をお子さんの1歳の誕生日前とした利用申込みを行っていない場合は、育児休業給付金の支給対象期間延長に必要な「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできませんので、余裕をもって申込みをしてください。入所決定後、入所を辞退した場合も、「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできません（育児休業延長が認められない場合があります）。

(6) きょうだい児同時申込み

きょうだい児が同時に同じ保育施設等（以下施設）に入所できるよう利用調整を行います。やむを得ず同時に同じ施設に入所できない場合には、保育施設等利用申込書（25 ページ）の

【<きょうだい児の申込みについて>▼今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。】

にチェックをされた希望内容により利用調整を行います。

【利用調整方法】

同一施設優先の利用調整を実施し、同時に入所ができる上位施設に決定となります。

どの欄を選択されても同一施設に入所できる場合は下記のとおり決定します。

（例）

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
第1子	内定	保留	内定	保留	内定
第2子	保留	内定	内定	保留	内定



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
第1子			決定		
第2子			決定		

【注意事項】

- 就労予定の方や復職予定の方でチェックBを希望し、きょうだい児のうち、いずれかのお子さんのみが保育施設等の利用が決定した場合でも、就労開始または復職が必要です。別途、いずれかのお子さんのみが決定した場合の、他のお子さんの保育状況（予定）について記載した申立書（39ページ）を提出してください。

（申立書の記載例）

第1子のみが保留となった場合は、幼稚園を利用します。

第2子のみが保留となった場合は、認可外保育施設を利用します。

- 3人以上のきょうだい児同時申込みも上記の利用調整を行います。
- きょうだい児で、新規利用を希望するお子さんと転園を希望するお子さんがいる場合は、新規利用を希望するお子さんの保育施設等利用申込書にチェックをしてください。
- きょうだい児同時転園を希望される場合は、保育施設等転園（希望）届の「今回、きょうだい児2人以上同時に転園を希望されている方にお尋ねします。」にチェックをし、ご提出ください。
- きょうだい児がすでに同一施設を利用している場合の転園についても同様の利用調整を実施します。

3 教育・保育給付認定

保育施設等の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定の申請に基づき、福岡市から支給認定証を交付します。

保育施設等の利用を希望する方は、福岡市が利用調整を行うため、認定の申請と同時に希望する保育施設等の利用申込みが必要です。

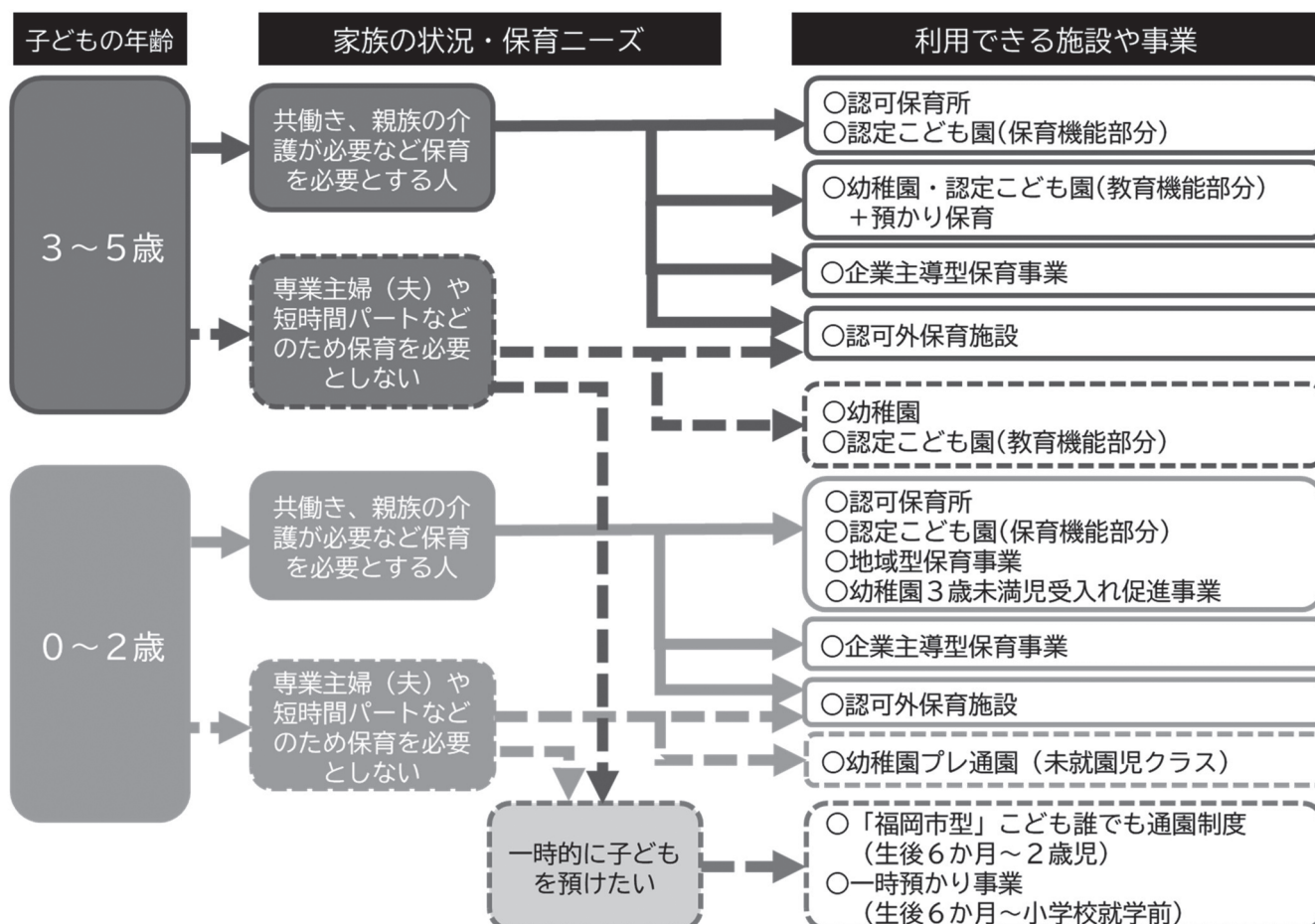
(1) 教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定 区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の 必要性	教育・保育 時間	
教育認定 1号認定	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園（※注1） 認定こども園（教育機能部分）
満3歳以上保育認定 2号認定	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分）
満3歳未満保育認定 3号認定	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分） 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

※注1 幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行していない園とがあります。新制度移行園の利用には、教育・保育給付認定（1号認定）が必要です。詳しくは、入園を希望される園にお問い合わせください。

お子さんの年齢や家庭の状況など様々なニーズに合わせて、多様な保育サービスの中から選択できます。



(2) 保育必要量（保育が利用できる時間）

保育認定（2号認定又は3号認定）を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育必要量（保育が利用できる時間）を認定します。

保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	一日あたり最長11時間（7時～18時）
保育短時間	一日あたり最長8時間 ※利用時間は施設によって異なります。

【保育利用時間の考え方】例：博多区千代保育所（公立）の場合

7:00		18:00	20:00
	保育標準時間（11時間）		延長保育
延長保育	保育短時間（8時間）		延長保育
9:00		17:00	

※ 保育が利用できる時間を超えて預ける場合は、各施設等への延長保育の利用申込みが別途必要です。延長保育は、実施の有無、利用申込み方法や利用の可否、延長保育で対応できる時間帯等は施設等で異なりますので、事前に各施設等へお問い合わせください。

(3) 教育・保育給付認定に関する諸手続き

① 教育・保育給付認定の変更申請

就労時間が変更となった場合や仕事を辞めた場合など、保育が必要な状況に変更がある場合は状況に応じて、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。（15 ページ参照）

② 職権による教育・保育給付認定の変更

満3歳未満保育認定（3号認定）のお子さんが満3歳に達したときは、市が満3歳以上保育認定（2号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、市が教育・保育給付認定の変更認定を行うことがあります。

③ 教育・保育給付認定の取消し

教育・保育給付認定の有効期間内に福岡市内から転出した場合には、教育・保育給付認定を取り消します。

④ 支給認定証の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

(4) 育児休業中の利用について

育児休業期間中の新規利用はできません。

保育施設等をすでに利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、その期間も継続して同一の保育施設等に限り、利用することができます。育児休業の理由で認定できる期間については、9 ページを確認してください。

※ 育児休業から復職予定で利用申込みをし、入所決定となった場合で、復職後に育児休業を再度取得（分割取得）することになった際は、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。

(5) 保育の必要性の事由等について

教育・保育給付認定の有効期間は、保育の必要性の事由に応じて異なります。

教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間	保育必要量 保育標準時間	保育必要量 保育短時間
就労している（月60時間以上）	最長 小学校就学前まで （※1）	就労時間が 月120時間以上	就労時間が 月60時間以上 120時間未満
妊娠中又は出産後間がない	出産月の前2カ月から 出産日の後8週間を経 過する日の翌日が属す る月の末日まで ※多胎妊娠の場合は、 出産（予定）日の14週 間前から	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時 間を希望する場合 のみ認定
疾病、負傷、障がい等がある	・療養のため家庭で保育 できない期間 ・障害手帳の有効期間	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時 間を希望する場合 のみ認定
同居の親族（長期入院している 親族を含む）を常時介護又は看 護している（月60時間以上）	最長 小学校就学前まで （※1）	介護・看護時間が 月120時間以上	介護・看護時間が 月60時間以上 120時間未満
災害等の復旧にあたっている	災害復旧に要する期間	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時 間を希望する場合 のみ認定
求職活動している	効力発生日（※2）から90 日が経過する日が属する 月の末日まで		保育短時間のみ認定
就学している（大学への就学・ 公共職業能力開発施設におい て実施される職業訓練を受け ている等）（月60時間以上）	卒業予定日又は修了予 定日が属する月の末日 まで	就学時間が 月120時間以上	就学時間が 月60時間以上 120時間未満
育児休業取得時に、既に保育施設等 を利用している子どもがいて継続利用が 必要である	原則、育児休業期間の終 了日の属する月の末日 又は育児休業対象児童 が1歳を迎えた日（誕生 日の前日）の属する月の 末日までいずれか早い 方（※3） ※パパママ育休プラス の特例制度を利用する 場合は、育児休業対象児 童が1歳2か月を迎え た日が属する月の末日 まで		保育短時間のみ認定
その他、上記に類する状態であ り、福祉事務局長が認める場合	事由により異なる	事由により異なる	

※1 復職予定や就労予定及び雇用期限がある場合や、介護・看護に要する期間がある場合は、有効期間が短くなることがあります。

※2 新規で入所する場合の効力発生日とは、入所日となります。入所後に退職などの理由で求職活動を始める場合は、退職日の翌日が効力発生日となりますので、退職前に区子育て支援課にご連絡ください。

※3 育児休業対象児童について、1歳の誕生日前の保育施設等の利用申込みをしたにもかかわらず、「定員超過」で入所が保留となり、育児休業を延長する場合は育児休業の終了日まで延長が可能です。ただし、最長で育児休業対象児童が2歳の誕生日を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までが限度となります。

4 申込みの対象となる保育施設等

(1) 認可保育施設等の種類

保育所 2号・3号 (0～5歳)	就労などの理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。
認定こども園 2号・3号 (0～5歳)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。 ※1号認定の方は教育機能部分のみ利用できます。
地域型保育事業 3号 (0～2歳) ※ 地域型保育事業は、卒園後(3歳以降)の利用先として連携施設(保育所、認定こども園、幼稚園)が設定される仕組みです。卒園後は連携施設を引き続き利用できます。	0～2歳のお子さんを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。 この事業には、次の4種類があります。 ● 家庭的保育事業(定員5人以下) 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業 ● 小規模保育事業(定員6人～19人以下) 比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う事業 <保育に従事する者の基準> 【小規模A】すべて保育士 【小規模B】保育士及び福岡市が行う研修の修了者 【小規模C】家庭的保育者及び家庭的保育補助者 (A・B型は、1人に限り保健師又は看護師を保育士としてみなす場合があります。) (家庭的保育者とは、福岡市が行う研修を修了した保育士をいいます。) ● 事業所内保育事業 事業所の保育施設などで従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業 <保育に従事する者の基準> 保育士及び福岡市が行う研修の修了者 ● 居宅訪問型保育事業 お子さんの自宅で保育を行う事業 ※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しいお子さんが対象

(2) 保育時間、開所日・休所日、利用開始日と退所日

① 保育時間 月曜日～土曜日(午前7時から午後6時まで)

※保育短時間認定の場合は、上記時間の範囲で8時間以内

(保育施設等によって利用できる時間帯が異なります。)

※一部の地域型保育事業所においては、保育時間が8時間となります。

○夜間保育所(保育時間が午前11時から午後10時まで。前後に延長保育を実施)

・第2 どんぐりこ夜間保育園【博多区】、中央保育園(夜間部)【中央区】

② 開所日・休所日

○開所日…月曜日～土曜日

○休所日…日曜日、祝日、国民の休日、12月29日～1月3日

③ 利用開始日と退所日

○利用開始日(入所ができる日)・・・各月1日、11日、21日

○退所できる日・・・各月10日、20日、末日(次月1日の前日)

5 申込みに必要となる書類

申請書提出の際のチェックリストとして、必要書類が揃っていることをご確認ください。
書類不足や、期限までに提出がない場合は、審査の対象となりません。

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意事項
教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書（25～26ページ）	・表・裏の両面を記入してください。
利用申込み状況確認票（29～30ページ）	・表・裏の両面を記入してください。 ・教育・保育給付認定のみの申請の場合は、不要です。
マイナンバー（個人番号）申告書（32ページ）	・32～33ページをご確認のうえ、用意してください。 ・保育施設等に提出する場合には、専用封筒（各保育施設・区子育て支援課にて配布または、市ホームページからダウンロード）に入れて提出してください。
保育が必要なことが分かる書類*	・保護者全員の下記の書類が必要です。（※1下記参照） ・保護者の状況に応じて、該当するすべての書類を提出してください。 ・就労証明書などの証明書は、利用開始希望日時点の内容の証明が必要です。

（＊ 保育が必要なことが分かる書類）

保護者等の状況	必要な書類	注意事項	提出チェック
雇用されている 雇用予定・復職予定の方	・勤務先等が発行した、 就労証明書 （34・37ページ）	就労・復職予定者は、利用開始後、改めて就労証明書（復職済・就労開始済のもの）を提出してください。	父・母・（ ）
役員・内職・業務委託の方	・経営・委託・依頼元の会社等が発行した、就労証明書 （34・37ページ） ・就労者本人が記入した、 就労証明書 （34・37ページ） ・事業内容のわかる書類	役員・内職・業務委託・自営業主で就労者本人が証明書を記入する場合は事業内容がわかる書類の提出も必要です。 事業内容のわかる書類の例 営業許可通知書、 個人事業届の写し、 登記簿謄本の写し 等	父・母・（ ）
自営業専従者・ 家族従業者の方	・自営業主が記入した、 就労証明書（34・37ページ）	※会社等が発行した証明書をご提出いただいた役員・内職・業務委託・自営業専従者・家族従業者の方でも、証明書の内容確認のため事業内容がわかる書類等の提出をお願いする場合があります。	父・母・（ ）
自営業主の方	・就労者本人が記入した、 就労証明書 （34・37ページ） ・事業内容がわかる書類		父・母・（ ）
病気の方	・診断書	診断書には、病名・病状・療養期間・家庭保育ができない旨の記載が必要です。	父・母・（ ）

保護者等の状況	必要な書類	注意事項	提出チェック
障がいをお持ちの方	・ 障害手帳等の写し	氏名・住所・等級・再認定日または手帳の有効期間（記載がある場合）が確認できるページの写しが必要です。	父・母・（ ）
病人や障がい者の介護・看護をしている方	・ 診断書や障害者手帳（写し）、介護保険証（写し）等 ・ 介護・看護の状況についての申立書（39 ページ）	申立書には、介護・看護の状況やタイムスケジュールを記載のうえ提出してください。	父・母・（ ）
出産（予定）の方	・ 母子手帳（写し）又は 出産（予定）証明書	表紙及び出産予定日が記載してあるページの写しを提出してください。	父・母・（ ）
学生の方	・ 在学証明書又は学生証（写し） ・ 就学時間がわかる書類（カリキュラム等）	新年度になりましたら、再度、新年度の在学証明書を提出してください。	父・母・（ ）
求職活動中の方	・ 誓約書兼就職活動報告書（38 ページ）		父・母・（ ）

(2) 世帯の状況により必要となる書類

世帯の状況	必要な書類	提出チェック
・ 市外から転入予定 ・ 単身赴任など保護者が市外在住 ・ 保護者と生計を一にする兄・姉が市外在住 ・ その他（福祉事務所長が必要と認める場合）	住民票の写し （世帯全員分で続柄が記載されたもの） ※福岡市在住の方は原則不要です	父・母・（ ）
・ 保育施設等の利用申込み時点において住所地が市外の方	誓約書（転入予定者用） （様式は市ホームページにあります。） ※上記「住民票の写し」を添付してください。	父・母・（ ）
・ 令和 7 年 4 月から 8 月に利用開始希望で、令和 6 年 1 月 1 日現在の住所地が市外の方	令和 6 年度市町村県民税所得課税証明書（※ 2）	父・母・（ ）
・ 令和 7 年 4 月から 8 月に利用開始希望で、令和 5（2023）年中に海外で就労していた等により、市町村民税の課税対象外の収入があった方	・ 海外収入申告書（様式は市ホームページにあります。） ・ 令和 5（2023）年中の海外での収入額や社会保険料等の各種控除額等が確認できる給与明細等（※ 3） ※提出書類が外国語の場合は、日本語訳をあわせて提出してください。	父・母・（ ）
・ 令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月に利用開始希望で、令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地が市外の方	令和 7 年度市町村県民税所得課税証明書（※ 2）	父・母・（ ）
・ 令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月に利用開始希望で、令和 6（2024）年中に海外で就労していた等により、市町村民税の課税対象外の収入があった方	・ 海外収入申告書（様式は市ホームページにあります。） ・ 令和 6（2024）年中の海外での収入額や社会保険料等の各種控除額等が確認できる給与明細等（※ 3） ※提出書類が外国語の場合は、日本語訳をあわせて提出してください。	父・母・（ ）
・ 現在、企業主導型保育事業の施設を利用している方（3 歳児以上のクラスの利用を申請する場合）	施設が発行する在園証明書	父・母・（ ）

世帯の状況	必要な書類	提出チェック
・ 生活保護を受給している方	保護受給証明書	父・母・()
・ 障がい児（者）が同居している世帯	障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書等の写し	父・母・()
・ ひとり親家庭の方 （申込み時点で福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給していない場合に限る）	・ 保護者の戸籍全部（個人）事項証明書等ひとり親であることが確認できるもの（※4）	父・母・()
・ 離婚調停中の方 （配偶者と別居していること（住民票が別）及び生計が別の場合に限る）	・ 事件係属証明書等 ・ 申立書（39ページ）（※5）	父・母・()
・ 生計の中心者が自己都合以外（解雇・倒産に限る）の理由で失業している場合で、求職活動または就労予定の理由で申込みをする場合（ただし、離職年月日が利用申込み時点で1年未満に限る。）	雇用保険受給資格者証、解雇通知書等の写し等 ※離職年月日や離職理由（解雇・倒産）が記載されたもの	父・母・()
・ 認可保育施設等に看護師（准看護師も含む）として就労しているまたは、就労を予定している方	・ 勤務先等が発行した「看護師等就労に関する証明書」（様式は市ホームページにあります。） ※就労証明書に添付し、提出してください。	父・母・()

※1 保護者以外の同居の親族の方については、上記書類の提出は原則不要です。

※2 所得課税証明書は「所得額」「控除額」「課税額」「市町村民税額」が記載されたものをご提出ください。証明書の名称は自治体により異なります。

本市以外で市民税が課税されている方で、申込締切日までに市町村県民税所得課税証明書の提出がない場合は、利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

※3 海外で収入があった方で、証明書の提出がない場合も、利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

※4 申込み時点で福岡市においてひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当を受給している方は、添付書類は必要ありません。ひとり親であることが確認できる証明書類について不明点がある場合は、区の子育て支援課に事前にご相談ください。

※5 申立書には「配偶者とは生計関係は別である」旨の内容を記載してください。

※6 この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

《提出書類の確認は、**保育所手続きガイド**をご活用ください！！》

- 簡単な質問に答えるだけ（回答時間おおよそ4分以内）で、保育施設等の利用申込みに必要な書類を確認、様式をダウンロードすることができます。
- 書類の提出漏れがあると、短い期間の中で再提出のやり取りが発生し、最悪の場合選考までに間に合わない恐れがあるため、事前に確認をお願いします。

福岡市 保育所手続きガイド



6 利用に関するその他の手続き

(1) 転園・退所等の場合

利用決定後に転園・退所を希望される場合は、下記の書類の提出が必要となります。

手続きが必要な事由	提出が必要な書類	提出先
①保育施設等の利用申込みを取り下げる場合	保育施設等辞退(取下)届兼教育・保育給付認定取下届	第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課
②保育施設等の利用を辞退する場合		利用が決定した保育施設等が所在する区の子育て支援課
③利用を希望する保育施設等を変更する場合	希望保育施設等変更届	申込み時点(変更前)の第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課
④保育施設等を退所したい場合	保育施設等退所届兼教育・保育給付認定取下届	利用中の保育施設等
⑤別の保育施設等に転園したい場合	保育施設等転園(希望)届	利用中の保育施設等または、利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課
⑥転園申込中の方で、転園先の希望施設を変更する場合	保育施設等転園希望先変更届	利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課
⑦転園申込中の方で、届出を取下げる場合	保育施設等辞退(取下)届兼教育・保育給付認定取下届	利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課

※ 転園を希望する方は、各利用開始(希望)日ごとの締切日(3ページ)をご確認のうえ締切日までに、ご提出ください。利用を待っている他の方とあわせて利用調整(選考)を行います。

※ 転園の申込みをされた場合、年度末まで継続して利用調整(選考)を行います。転園決定後辞退されても元の施設に戻れませんので十分ご検討のうえ申込みを行ってください。転園を希望しなくなった場合、速やかに区の子育て支援課へ⑦を届け出てください。

※ 上記①、②、③、⑤、⑥はオンラインで届け出が行えます。

関係書類は保育施設等及び各区子育て支援課にあります。
また、市ホームページからもダウンロードができます。

福岡市 保育園 様式



(2) 現況届の提出

保育施設等を利用している方は、法の定めにより、年に1回(毎年10月頃)、保育が必要な状況及び住所要件等を確認するため「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類(就労証明書等)」を提出していただきます。

保育の必要性が認められない場合は、継続利用ができないことがありますので、提出締切日までに提出してください。

(3) 申込み時と状況が変わった方

仕事を辞めた場合や就労時間が変更となった（例：育児短時間勤務への変更等）場合、転居、婚姻及び出産等で家庭状況等に変更があった場合、教育・保育給付認定期間の延長が必要な場合は、教育・保育給付認定（利用者負担額・保育料）変更申請書兼届出事項変更届出書（以下「変更申請書」という。）のほか、下記の書類の提出が必要です。変更となった場合は、速やかに提出ください。

手続きが必要な事由	変更申請書	その他、提出が必要な書類
① 保護者や児童の氏名などの家族構成や住所が変わった場合（※1）	必要	
② 生活保護世帯、ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯に新たに該当する場合、または該当しなくなった場合	必要	保護受給証明書 ひとり親であることが確認できるもの（※2） 障害者手帳の写し など
③ 求職中の方が就職する場合	必要	就労証明書（34、37ページ）
④ 就労先が変更になった場合	必要	
⑤ 雇用期限の更新があった場合	必要	
⑥ 育児（産後）休業から就労先に復職した場合	必要	
⑦ 就労していたが退職し、求職活動を開始する場合	必要	誓約書兼就職活動報告書（38 ページ） ※退職前に提出してください。
⑧ 出産予定の場合	必要	母子手帳の写し（表紙および出産予定日が記載されているページ） 出産（予定）証明書
⑨ 育児休業を取得した場合や延長した場合	必要	育児休業に係る申立書 就労証明書（34、37 ページ）
⑩ 保育要件がなくなった場合	—	状況等により提出書類が異なりますので、 利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50 ページ）へ連絡してください。
⑪ 利用調整の順位を下げる取扱いを変更する場合（利用申込中の場合で育児休業から復職予定の方のみ）	—	育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届

※1 同住所（別世帯も含む）にご家族（例：祖父母等）が転入または転居されて同居することになった場合も、家族構成が変更するため届け出が必要です。

※2 世帯状況変更の届出時点で、福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給している場合はひとり親であることが確認できるものは必要ありません。その旨を届出の際に区の子育て支援課にお知らせください。

(4) 退所となる場合

市外へ転出する場合や1か月以上の継続した休みは、原則として退所の対象になり、退所届の提出が必要です。なお、里帰り出産など例外となる場合もありますので、利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課に状況をご相談ください。

7 利用者負担額（保育料・副食費）

(1) 保育料の決定

3～5歳児クラスに所属するお子さんの保育料は無償です。ただし、副食費（給食のおかず代）は、保護者の皆様のご負担となります。副食費は利用する施設（公立の場合は市）へ直接お支払いいただく必要があります。

0～2歳児クラスに所属するお子さんの保育料は、父母の市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）の合算額を踏まえ、保育料表の階層区分に応じて決定します。（保育料表については49ページをご参照ください。）なお、給食（主食・副食）費は保育料に含まれています。

また、父母の収入の合計額が103万円未満かつ非課税の場合で、同居の祖父母等の収入が300万円以上（または所得が202万円以上）の場合は、同居の祖父母等を家計の主宰者と判断し、その方の市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）で決定します。

（参考）保育料決定にかかる市町村民税の対象年度

令和7年4月～令和7年8月・・・令和6年度市町村民税額で決定します。

令和7年9月～令和8年3月・・・令和7年度市町村民税額で決定します。

【ご注意】

- ① 利用者負担額（保育料・副食費）の算定に際しては、住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除、寄付金控除等、控除できないものがあります。
- ② 市町村民税額に変更があった場合や世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額（保育料・副食費）が変わることがありますので、変更があった場合は、速やかに保育施設等が所在する区の子育て支援課へご連絡ください。なお、変更内容によって、過去の年度に遡って変更決定する場合があります。
- ③ 市町村民税額が確認できない場合は、保育料は最高階層で、副食費は免除対象ではないものとして決定します。第2子以降の保育料無償化も適用できませんので、必ず申告してください。（収入がない場合でも申告をお願いする場合があります。）
- ④ 海外に居住していたことなどにより日本国内において住民税が課税されていない方等についても、当時の収入状況等が分かる書類をご提出いただき、住民税の課税相当額を推計して保育料を決定いたします。（必要書類は12ページ参照）
- ⑤ 保育施設等を欠席した場合でも、利用者負担額（保育料・副食費）は全額お支払いいただきます。
- ⑥ 11日、21日入所又は10日、20日退所の場合の保育料は日割りとなります。

【日割り額の計算方法】

日割り額＝月額×在籍日数※1÷25日※2

※1 在籍日数

月途中で入所した場合：中途入所日から当該月の月末までの開所日数*

月途中で退所した場合：当該月開所日の初日から在籍終了日

*日曜日・祝日以外は開所日数に含めます。（年末年始も、日曜日・祝日以外は開所日です。）

※2 月の開所日数が25日に満たない月でも、25日で計算します。

- ⑦ 期日までに保育料の納入がない場合、子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定に基づき、地方税滞納処分の例により処分（給与・預金・生命保険・不動産の差し押さえ等）を行うことがあります。

(2) 利用者負担額（保育料・副食費）の減免

令和5年4月から福岡市独自に「第2子以降の保育料無償化」を実施しておりますので、第2子以降のお子さんの利用者負担額のうち保育料は無償です。

そのほか、世帯の状況に応じて利用者負担額（保育料・副食費）が減免される場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

福岡市 保育料



(3) 利用者負担額（保育料・副食費）の納付

① 保育料及び副食費の納付先と納付方法

納付先が福岡市の場合は、原則として口座振替による納付をお願いしております。

（振替日は毎月末日、12月は28日。金融機関休業日の場合は翌営業日）

納付先が福岡市でない場合は、直接保育施設にお支払いいただきますので、利用している保育施設等にご確認ください。

（参考）保育料の納付先について

納付先	対象者	
	保育料（0歳児～2歳児クラスのみ）	副食費（3歳児以上クラスのみ）
各保育施設	認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業をご利用している方	私立保育園、認定こども園をご利用している方
福岡市	上記以外の保育所をご利用している方	公立保育所をご利用している方

② 保育料の口座振替の手続き（納付先が福岡市の場合）

口座振替の手続きは、お子さんごとに必要です。通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書を持参のうえ、口座がある金融機関の窓口でお手続きいただくか、

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で「福岡市インターネット口座振替受付サービス」から手続きもできます。

福岡市 保育料 インターネット



※ 新規の口座振替の手続完了までは1～2か月かかり、完了した際に通知をお届けします。

それまでは、保育施設等を通じて納入通知書をお渡ししますので、納期限までに金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

【 保育料はモバイルレジ・スマートフォン決済アプリを利用してお支払いいただけます 】

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンや携帯電話のカメラで読み取り、「モバイルレジ」や「スマートフォン決済アプリ」を利用してお支払いができます。

金融機関窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、どこでも納付が可能です。
窓口やレジに納付書を提示する必要がなく、納付内容を知られずに納付が可能です。

詳細は市ホームページでご案内しております。

福岡市 保育料 スマートフォン



8 待機児童支援事業

認可保育施設等の利用を希望されながら利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用されているお子さんの保護者を対象に、施設利用料の一部を助成します。

(1) 対象者（以下の①～③のいずれも満たす方）

- ① 0～2歳児クラスの利用申込みを行っている方
- ② 認可保育施設等の利用申込みを行ったが、利用することができなかった場合
- ③ 助成金の対象となる認可外保育施設(※)を月60時間以上の利用見込みで契約している場合

※ 対象となる認可外保育施設

- ・福岡市又は県に届出を行っている認可外保育施設
- ・企業主導型保育施設の場合は「地域枠」利用の場合のみ

[注] ただし、以下の場合等は対象となりません。

- ・児童が「幼児教育・保育の無償化」、「第2子以降の保育料無償化」の対象となっている場合
- ・他に利用可能な認可保育施設等があるものの、特定の認可保育施設等の利用を希望している場合
- ・世帯の所得階層（認可保育施設等の保育料算定に用いる、市町村民税額に基づく所得階層（49ページ参照））がD5以上の場合

(2) 支援の内容

認可外保育施設利用料の範囲内で、世帯の所得階層に応じて、月5,000円～20,000円の助成金を交付します。

- ※ 認可保育施設等の利用申込みをされた区の子育て支援課にて、年度毎の申請が必要です。
（前年度に交付されていた方も、新年度に改めて申請していただく必要があります。）

9 実費徴収補足給付事業

保育施設等の利用にあたり、保育料とは別に支払うべき実費徴収額（文房具代、制服代、遠足代・行事参加代等）の一部を補助します。

(1) 対象者

生活保護世帯である方が対象となります。

(2) 給付内容（給付基準額）

児童一人当たり月額2,700円を上限とします。

- ※ 基準額と実際の負担額とを比較して少ない額を補助します。

- ※ 具体的な手続き等については、別途ご案内いたしますが、ご不明な点は運営支援課（50ページ）までお尋ねください。

10 その他の保育事業

延長保育、休日保育、さぼ一と保育等の保育事業を実施しています。なお、保育事業の内容は保育施設等によって異なります。詳しくは各保育施設等へお問い合わせください。

延長保育・一時預かり事業は毎月納付する保育料とは別に費用がかかります。

(1) 延長保育（実施保育施設等：40～48 ページ参照）

施設ごとに1時間～4時間の延長保育を実施しています。

利用申込みは直接、利用している保育施設等へ行ってください。

(2) 休日保育（実施保育施設等は、変更になることがあります。）

福岡市の保育施設等を利用しているお子さんを対象に、日曜・祝日の休日も保育を行っている保育施設等があります。通常の保育施設の利用と合わせて週6日以内の利用となります。利用申込みは直接、休日保育を実施している保育施設等へ行ってください。

福岡市 休日保育



(3) 特別支援保育（さぼ一と保育）

障がいや発達の遅れがあるお子さん、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育施設等で他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるよう支援しています。利用申込み時に、第1希望の保育施設等へ申し出てください。

福岡市 さぼ一と保育



(4) 一時預かり事業（生後6か月を超える就学前児童が対象です。）

一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために、一時預かり事業を実施している保育施設等があります。対象児童一人につき、同一の月に14回以内の範囲で利用できます。

利用申込みは直接、事業を実施している保育施設へ行ってください。

福岡市 一時預かり事業



(5) 「福岡市型」こども誰でも通園制度（生後6か月から2歳児までのお子さんが対象です。）

保護者の就労要件に関わらず保育施設等でお子さんを定期的に預かることで、お子さんの成長を促します。

利用申込みは直接、事業を実施している保育施設へ行ってください。

福岡市 こども誰でも通園制度



(6) ベビーシッター派遣事業

保育施設等の利用は生後3か月経過後からとなっていますが、生後8週間経過後で、定期的・一時的に保育を必要とする方に対して、ベビーシッター派遣費用の一部を助成します。

こども未来局事業調整課へ利用申込み後、実施事業者と契約手続きが必要です。

福岡市 ベビーシッター派遣事業



※ 各事業(2)～(6)の内容につきましては、市ホームページに詳細な案内をしております。

11 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業・企業主導型保育事業の利用

(1) 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業

保育が必要な生後3か月～2歳を対象に、市が認定した市内の私立幼稚園で、保育士資格などを持つ職員がお子さんをお預かりします。（年度途中で3歳に達した場合は当該年度の3月末日まで）

① 利用可能な方

保育が必要な生後3か月～2歳で、4ページ記載の「保育施設等の利用申込みができる方」の「②住所要件」と「③保育の必要性の事由」の要件を、ともに満たす方

② 保育時間等

月曜日～金曜日（土曜日の開所については、幼稚園によって異なります。）

1日8時間以上の預かりを実施（開所時間は幼稚園によって異なります。）

※ 休園日は、日曜日、祝日、国民の休日、12月29日から1月3日までです。

その他、年5日程度の休日を設ける幼稚園もあります。

③ 保育料など

各世帯の所得などに応じて、保育所利用の際の保育料と同額の保育料をご負担いただきます（ただし、上限額は49,000円以内で幼稚園が定める額）。

第2子以降に該当するお子さまの保育料は保育所利用と同様に無償化となります。

なお、給食の提供、送迎、遠足などにより、追加費用が必要となる場合があります。

幼稚園によって、保育時間や保育料、受け入れる児童の年齢等が異なります。
実施幼稚園一覧や利用の流れなど詳細に関しては市のホームページを確認してください。

福岡市 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業



(2) 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは、企業が従業員のお子さんのために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域のお子さんも利用可能です。

企業主導型保育施設は、保護者の方が保育施設と直接契約する施設です。

福岡市が利用調整を行う施設ではありません。

保育施設において、就労証明書又は保育認定（支給認定証）により保護者の就労状況等を確認します。

保育時間や保育料等、ご利用に関することについては、保育施設によって異なるため、直接保育施設にお問い合わせください。

福岡市 企業主導型保育事業



保育認定（支給認定証）が必要な場合

幼稚園3歳未満児受入れ促進事業や企業主導型保育施設のご利用にあたって、保育認定（支給認定証）が必要な場合は、利用開始日より前に11～13ページの「5 申込みに必要となる書類」をお住まいの区の子育て支援課にご提出ください。

また、申込み時と状況が変わった場合は、速やかに書類の提出が必要です。（15ページ参照）

※ 認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。なお、申請から支給認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。

※ 25ページの「令和7年度教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書」の「希望保育施設」には、利用希望の幼稚園名または企業主導型保育事業所の施設名をご記入ください。

12 よくある問い合わせ

申込みについて

Q1 現在、保育施設等を利用しています。来年度の利用の申込みは必要ですか。

必要な場合があります。地域型保育事業所（小規模保育事業所など）を令和6年度末に卒園予定で、引き続き保育施設等の利用を希望する場合は申込みが必要です。在園児の方で、引き続き同一施設の利用を希望する方は、利用申込みは不要です。

Q2 希望保育施設等はいくつまで記入できますか？

5か所まで希望できます。利用する意思のある保育施設等のみを申し込んでください。（転園の際は原則1か所まで）

Q3 住んでいる区とは異なる区の保育施設等の申込みはできますか？

申込みできます。希望する保育施設等が全て異なる区でも構いません。

Q4 市外に居住していますが、申込みはできますか？

申込みできます。ただし、利用開始希望日の前日までに福岡市に転入することを前提とし、「誓約書（転入予定者用）」「住民票」「所得課税証明書」等の提出が必要です。（11～13 ページ参照）

Q5 育児休業中ですが保育施設等を利用できますか？

育児休業期間中の新規利用はできませんが、既に利用中の方は継続して利用ができる場合もあります。9 ページで確認してください。育児休業からの復帰に合わせた、保育施設等の利用申込みは可能です。

Q6 利用を希望する保育施設等の見学は必要ですか？

必ず事前に、利用を希望されるすべての保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談及び重要事項の説明を受けてください。見学日の調整につきましては、直接保育施設等へお問い合わせください。

Q7 申込みの際にどの書類を準備したらよいですか？

『保育所手続きガイド』で検索し、こちらから簡単に確認・ダウンロードできます。ご活用ください。

Q8 所得等を証明する書類は、何を提出すればよいですか？

所得課税証明書を提出してください。（12 ページ参照）「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」では、受付できません。

Q9 申請書類等はどこに提出すればよいですか？

4月1日からの利用申込みを行う方【1次選考】	第1希望の保育施設等
4月1日からの利用申込みを行う方【2次・3次選考】・ 4月11日以降の利用申込みを行う方・現在申込中の方	第1希望の保育施設等がある区の子育て支援課
現在保育施設等をご利用中の方	利用中の保育施設等がある区の子育て支援課

Q10 きょうだい児同時に申込みを考えています。どのように選考されますか？

きょうだい全員が同時に入所できる保育施設等を優先して入所決定します。なお、申込書の＜きょうだい児の申込みについて＞で A・B・C のいずれを選択した場合でも、きょうだい全員が同時に入所できる保育施設等がある場合は、その施設に入所決定します。

申込み後について

Q11 希望する保育施設等を変更する場合は、どのような手続きが必要ですか？

「希望保育施設等変更届」を区の子育て支援課、またはオンラインでご提出ください。(14 ページ参照)

Q12 ならし保育はいつから始まりますか？

利用開始日からならし保育が始まります。お子さんが環境に慣れることを目的に、2週間程度のならし保育を行っております。お子さんの状況と保育施設等により内容等が異なりますので、各保育施設等にお問い合わせください。ならし保育により、保育時間が通常の保育時間より短くなった場合も保育料は通常の保育時間の場合と同額です。

Q13 復職予定で申込みをしました。いつまでに復職すればよいですか？

入所日から1か月後までに復職してください。復職後は再度就労証明書を区の子育て支援課に提出してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。(復職期限は、3 ページを参照)

Q14 就労時間が変更になりました、どうすれば良いですか？

「就労証明書(市様式)」を速やかに区の子育て支援課にご提出ください。申込み時点から就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった場合は届出が必要です。(15 ページ参照)

Q15 別の保育施設等に転園したい場合、どのような手続きをすればよいですか？

新たに利用を希望する保育施設等を見学したのちに、「保育施設等転園（希望）届」を利用中の保育施設等又は保育施設等がある区の子育て支援課に提出してください。転園決定後は元の施設に戻れませんので十分ご検討のうえ申込みを行ってください。

Q16 保育施設等を長期的に欠席する予定です。退所になりますか？

1ヵ月以上の継続した休みは、原則退所となります。里帰り出産の場合は、最長2か月まで欠席が認められますので、子育て支援課へご相談ください。但し、欠席をした場合でも、保育料はお支払いいただきます。

Q17 第2希望以降の保育施設等に決定しましたが、第1希望の保育施設等に変更できますか？

できません。決定した保育施設等以外を希望する場合は辞退届を提出し、改めて利用申込みを行ってください。複数の保育施設等を選び申込みを行った場合、いずれかの施設の利用が決定した段階で、他の施設への申込みは効力をなくします。

Q18 選考結果はいつ届きますか？

利用希望日の約2週間前に「利用調整(選考)結果」を送付いたします(4月1日入所申込みを除く)。利用が決定した場合は、決定した保育施設等に必ず連絡をし、利用の説明を受けてください。

申込み当初の利用開始希望日以降の利用調整は、利用が決定した場合のみ、利用開始日の約2週間前に「利用調整結果通知書(決定)」を送付いたします。

Q19 「保留」の通知が来ました。希望する保育施設等を変更したい場合は、どうすれば良いですか？

「希望保育施設等変更届」を区の子育て支援課、またはオンラインでご提出ください。

Q20 「保留」の通知が来ました。再度申請をする必要がありますか？

再度申請を行う必要はありません。利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、利用開始日(各月1日、11日、21日)ごとに利用調整を行います。各回の利用調整で保育の必要性の高い方から利用を決定します(先着順ではありません)。令和7年度に利用が決定とならなかった場合で、令和8年度以降も引き続き保育施設等の利用を希望される場合は、毎秋頃に改めて申込みが必要となります。

Q21 入所保留中ですが、何か手続きは必要ですか？

教育・保育給付認定の延長が必要な場合や、希望保育施設等を変更する場合は手続きが必要です。

Q22 入所が決定しましたが、利用開始日に入所できません。どうしたら良いですか？

「辞退届」を保育施設等のある区の子育て支援課に提出し、改めて利用申込みを行ってください。

保育料について

Q23 保育料はいくらになりますか？

世帯の市町村民税等の額により保育料は異なります。「所得課税証明書」や「市町村民税・道府県民税税額決定納税通知書」の市町村民税の所得割額を、49ページの保育料表と照らし合わせて試算ができます。同居する祖父母等がいる場合は、別世帯でも保育料の算定に関わる場合があります。

その他

Q24 提出した書類は返してもらえますか？

お返しできません。必要に応じて提出前にご自身でコピーをとるなどしてください。

Q25 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要ですか？

お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

その他の質問も、ホームページに掲載しています。

福岡市 保育園 よくある質問



13 利用申込み関係書類様式

令和 7 年度 教育・保育給付認定

必ずフリガナを記入してください。

記入例(表面)

誓約・同意の内容をご確認のうえ、記入してください。

フリガナ

申請者

施設等
ハカタ ジロウ
博多 次郎

(誓約)
私(申)

①
②
③
④

令和6年1月1日現在の住所地が市外(海外)で、令和7年4月から8月に利用希望の方は、令和6年度市町村県民税所得課税証明書(2023年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等)が必要です。

なお、令和7年1月1日現在の住所地が市外(海外)で、令和7年9月以降利用希望の方は、令和7年度市町村県民税所得課税証明書(2024年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等)が必要となります。

(詳細は12ページ参照)

書類を添えて申込みます。

その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区及び

西暦・和暦どちらでも構いません。

2024 年 11 月 15 日

父母の携帯電話を必ずご記入ください。

電話
番号

父の携帯

0801234××××

母の携帯

0901234××××

令和6年
1月1日
の住所
令和7年
1月1日
の住所

□市内 □市外 ※市外の場合は、ご記入ください
春日市〇〇町〇丁目〇番〇号

□市内 □市外 ※市外の場合は、ご記入ください

単身赴任など、保護者が市外在住の場合は住民票が必要です。

児童から見た
続柄

氏 名

生 年 月 日

年 齢

職業・学年
利用施設名等

住 所
(別居の場合のみ記入)

父

博多 次郎

1992・10・10

32

会社員

母

博多 陽子

1992・4・8

32

飲食店経営(自営業)

祖母

博多 佳子

1962・6・17

62

入院中

兄

博多 一郎

2019・9・30

5

あじさい保育園

本人

博多 恵子

2021・5・26

3

利用希望のお子さん
も記入が必要です。

本人

博多 太郎

2023・12・4

1

同居所だが、世帯を別にしている人も記入が必要です。

現在、保育施設等を利用されている児童については、保育施設名を記入してください。

令和7年4月1日時点での年齢を記入してください。

※利用希望児童を含め父
※年齢、学年等は、令和

フリガナと生年月日を必ず記入してください。

性(含む)全員について

性別については、非選択も可能です。
非選択で記入されても、入所決定には影響ありません。

○利用希望児童・

利用希望児童	①	フリガナ	ハカタ ケイコ	性別	男・女・非選択	生年月日	2021年 5月 26日	年齢	3 歳
		氏 名	博多 恵子						
		利用希望期間	(開始) 2025年 4月 1日から	(終了)	□ 年 月 日まで				
		現在の保育状況	□ 家庭内保育 □ 職場内託児所 □ 保育所 □ 認可外保育施設	いつまで保育施設等の利用を希望するか記入してください。	現在利用している施設名 → □ 企業主導型保育事業施設に該当				
		フリガナ	ハカタ タロウ	性別	男・女・非選択	生年月日	2023年 7月 4日	年齢	1 歳
		氏 名	博多 太郎						
		利用希望期間	(開始) 2025年 4月 1日から	(終了)	□ 年 月 日まで				
		現在の保育状況	□ 家庭内保育 □ 職場内託児所 □ 保育所 □ 認可外保育施設 □ 認定こども園 □ 幼稚園	現在利用している施設があれば名称を記入してください。その施設が企業主導型保育事業の施設である場合は、□にチェックを入れて、施設が発行する在園証明書を添付してください。(在園証明書は3歳以上児のみ必要)					
		フリガナ		性別	男・女・非選択	生年月日		年齢	
		氏 名							

希望保育施設	希望順	施設コード	希望保育施設名	面談済確認
	1	111	●●保育園	☑ (10月24日)
	2	222	■■■こども園	☑ (11月12日)
	3	333	▲▲保育園	☑ (10月15日)
	4			□ ()
	間違いやすい施設名がありますので、施設コードも必ず記入してください。(40~48ページ参照)			
	希望する順番に上から保育施設等名を記入してください。			
	希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けたうえでチェックしてください。			
	希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。			
	希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。			

<きょうだい児の申込みについて>

▼ きょうだい児が既に入所している場合

きょうだい児が利用している保育施設等以外に申込みがあった場合には、利用調整の結果、きょうだい児で異なる保育施設等に利用決定となる場合があります。

▼ 今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。(6ページをご確認ください。)

次のA、B、Cのいずれか1つを選択してください。

☑ A 同じ保育施設等での利用を希望する。(異なる保育施設等では利用を希望しない。)

□ B 利用できる児童が1人だけ(一人だけ利用が状況(予定)に)

□ C 異なる保育施設等での利用を希望する(同時に利用できない)

※複数にチェックをしない(複数選択不可)
※Aを選択した場合は、BまたはCを選択した場合は、利用調整を実施します。

今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方は、必ずA、B、Cのいずれかにチェックしてください。(複数選択不可)

※申込みの前に必ず、希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

令和 7 年度 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

フリガナ

(あて先) 福岡市

福祉事務所長

申請者

私(申請者)は、以下の①～④の項目に同意した上で、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用に係る申請について関係書類を添えて申込みます。

- ① 利用者負担額決定および利用調整に際し、地方税法等に係る諸帳簿、台帳及び世帯情報を確認・利用されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び副食費免除の有無を保育施設等に対して提示すること。
- ② 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供すること。
- ③ 4月1日からの利用に係る教育・保育給付認定申請の結果通知が令和7年1月、2月又は3月となること。
- ④ 利用を希望する保育施設等から重要事項の説明を受け、その内容を確認していること。

なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用決定を取消しされ(退所させられ)ても異議は申し立てません。

○住所・家族構成・連絡先記入欄

申 込 日 年 月 日

現 住 所	〒 - ※市外から転入予定の場合は、誓約書(転入)および住民票の写しの提出が必要です。					
令和6年 1月1日 の住所	☐ 市内 ☐ 市外	※市外の場合は、ご記入ください。			電 話 番 号	父の携帯
令和7年 1月1日 の住所	☐ 市内 ☐ 市外	※市外の場合は、ご記入ください。				母の携帯
児童から見た 続柄	氏 名	生 年 月 日	年齢	職業・学年 利用施設名等	住 所 (別居の場合のみ記入)	
		.	.			
		.	.			
		.	.			
		.	.			
		.	.			
		.	.			

※利用希望児童を含め父母及び同居所に住んでいる人(別世帯も含む)全員について記入してください。また、生計を同一とする別居の子も含めて記入してください。
※年齢、学年等は、令和7年4月1日現在で記入してください。

○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

利 用 希 望 児 童	①	フリガナ 氏 名	性別 男 ・ 女 ・ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
	利用 希望期間	(開始) 年 月 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで	☐ 小学校就学前まで		
	現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 現在利用している施設名 → ☐ 企業主導型保育事業施設に該当 ()				
	②	フリガナ 氏 名	性別 男 ・ 女 ・ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
	利用 希望期間	(開始) 年 月 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで	☐ 小学校就学前まで		
	現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 現在利用している施設名 → ☐ 企業主導型保育事業施設に該当 ()				
	③	フリガナ 氏 名	性別 男 ・ 女 ・ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
	利用 希望期間	(開始) 年 月 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで	☐ 小学校就学前まで		
	現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 現在利用している施設名 → ☐ 企業主導型保育事業施設に該当 ()				
	希 望 保 育 施 設	希望順	施設コード	希望保育施設名	面談済確認	＜きょうだい児の申込みについて＞
1				☐ (月 日)	▼ きょうだい児が既に入所している場合 きょうだい児が利用している保育施設等以外に申込みがあった場合には、利用調整の結果、きょうだい児で異なる保育施設等に利用決定となる場合があります。 ▼ 今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。(6ページをご確認ください。) 次のA、B、Cのいずれか1つを選択してください。	
2				☐ (月 日)		
3				☐ (月 日)		
4				☐ (月 日)		
5				☐ (月 日)		
※ 利用決定後に辞退されると、施設に迷惑がかかったり、同じ保育施設等を申込みされた他の方が利用できなくなる場合があります。 希望保育施設等については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等を申込みいただくようお願いいたします。 必ずしも第5希望まで申込む必要はありません。					☐ A 同じ保育施設等での利用を希望する。 (異なる保育施設等では利用を希望しない。) ☐ B 利用できる児童が1人だけでも利用を希望する。 ※申立書の提出が必要です。 (一人だけ利用が決定した場合に、他のお子さんの保育状況(予定)について申立書に記載してください。) ☐ C 異なる保育施設等であっても、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する。 (同時に利用できない児童がいる場合は利用を希望しない。) ※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は、Aを選択したものとして判断いたします。 ※BまたはCを選択した場合も、きょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。	
▼希望保育施設等をいずれにも決定とならなかった場合 ☐ 1 上記希望保育施設等を利用できるまで待つ。 ☐ 2 上記希望保育施設等以外の保育施設等を希望する。 (希望保育施設等変更届の提出が必要。) ☐ 3 保育施設等利用以外の方法を検討する。 () ※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は1で判断いたします。						

※申込みの前に必ず、希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

利用希望 曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日	※日曜日は保育を行わない施設があります。
利用希望 時間	☐ 保育標準時間を選択できる保育要件だが、特に保育短時間を希望する。 ※保育短時間しか認定できない要件の場合は希望の表示がなくても「保育短時間」で認定します。	

次の項目に該当する場合はご記入ください。（必要書類の添付をお願いします。）

父または母が同居していない理由	☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）	
	単身赴任先住所（ ☐ 父 ☐ 母）（ ）	→ ☐ 市外のみ住民票添付
	現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している	→ ☐ 添付書類不要
	ひとり親家庭だが現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給していない	→ ☐ 証明書類
	【証明書類の例】保護者の戸籍全部（個人）事項証明書、児童扶養手当証書の写し（市外からの転入予定者）など	
離婚調停中（配偶者と別居していること（住民票が別）及び生計が別の場合に限る）	→ ☐ 証明書類	
【証明書類の例】事件係属証明書と申立書、家庭裁判所からの呼出状と申立書など		
生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付		☐ 適用あり 担当（ ） → ☐ 証明書類 保護受給証明書
障がい児(者)が同居している世帯		☐ 該当しない ☐ 該当する（障がい児(者)名（ ）） → ☐ 証明書類 【証明書類の例】障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書等の写し
市の第3子優遇事業：副食費免除を希望しない		☐ 希望しない 令和7年度 幼稚園等の申込み ☐ あり

保育の必要性について、下記にご記入ください。

※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入。父母それぞれについて、利用のご案内で例示している証明書類等を確認の上添付してください。

※就労又は復職予定者は利用開始後、改めて就労証明書の提出が必要。 ※通勤・通学・通院時間は、自宅から職場・学校・病院までの時間を記入してください。

区分	父の状況	母の状況
☐ 就労・求職活動 → ☐ 証明書類	【雇用されている方、雇用・復職予定の方、自営業専従者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託で勤務先等から証明書を受ける方】就労証明書 【自営業主、役員・内職・業務委託でご自身で証明書を記入する方】就労証明書、事業内容のわかる書類 【求職中の方】誓約書兼就職活動報告書	
※出産予定の方は「出産」区分の記入も必要です		
就労状況	☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中（復職予定日 年 月 日） ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定	☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中（復職予定日 年 月 日） ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定
勤務先住所		
通勤方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
☐ 就学 → ☐ 証明書類	在学証明書又は学生証の写し 在学時間がわかる書類（カリキュラム等）	
学校名		
就学日数	1か月あたり（ ）日	1か月あたり（ ）日
就学時間	午前・午後（ ）時（ ）分 ～ （ ）時（ ）分	午前・午後（ ）時（ ）分 ～ （ ）時（ ）分
就学期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
通学方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
☐ 出産 → ☐ 証明書類	母子手帳の写し又は出産（予定）証明書 （母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要）	
出 産（予 定）日	年 月 日	
出 産 後 の 予 定	☐ 就労予定なし ☐ 求職活動予定 ☐ 産休のみ 年 月 日復職 ☐ 育児休業取得（予定） 年 月 日復職	
☐ 障がい → ☐ 証明書類	障害者手帳の写し	
障がい名		
手帳の交付	☐ 身体障害者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳 A・B（1・2・3） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ ）級 ☐ 身体障害者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳 A・B（1・2・3） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ ）級	
☐ 病気等 → ☐ 証明書類	診断書（病名・病状・療養期間・家庭保育ができない旨の記載が必要）	
病名等		
病院名		
状況	☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他（ ） （療養期間： 年 月 日～ 年 月 日） ☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他（ ） （療養期間： 年 月 日～ 年 月 日）	
☐ 介護・看護 → ☐ 証明書類	診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写しなど 介護・看護の状況についての申立書	
介護・看護の対象者	氏名 続柄	氏名 続柄
介護・看護の状況	☐ 入院または通院している親族に付き添い ☐ 居宅内介護看護	☐ 入院または通院している親族に付き添い ☐ 居宅内介護看護
介護・看護の日数	1か月あたり（ ）日	1か月あたり（ ）日
介護・看護の時間	午前・午後（ ）時（ ）分 ～ （ ）時（ ）分	午前・午後（ ）時（ ）分 ～ （ ）時（ ）分
病名・障がい名		
病院・施設名		
介護保険の利用	☐ 有（要介護・要支援 1・2・3・4・5） ☐ 無	☐ 有（要介護・要支援 1・2・3・4・5） ☐ 無
期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
通院方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
☐ その他 → ☐ 証明書類	☐ 災害復旧 ☐ その他（ ） ☐ 災害復旧 ☐ その他（ ）	

利用希望 曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☒ 土 ☐ 日	※日曜日は保育を行わない施設があります。	
利用希望 時間	☐ 保育標準時間 ※保育短時間	※保育短時間 ※保育短時間	
次 の 項 目 に 該 当 す る 場 合 は		記入例(裏面)	
父または母が同居していない理由		市外のみ住民票添付	
生活保護又は特定中国残留邦人等の		添付書類不要	
障がい児(者)が同居している世帯		証明書類	
市の第3子優遇事業：副食費免除を希望しない		令和7年度 幼稚園等の申込み	
保育の必要性について 下記に		保育の必要性について 下記に	
※該当する		※該当する	
※就労又は		※就労又は	
就労状況		就労状況	
勤務先住所		勤務先住所	
通勤方法・時間		通勤方法・時間	
就学		就学	
学校名		学校名	
就学日数		就学日数	
就学時間		就学時間	
就学期間		就学期間	
通学方法・時間		通学方法・時間	
出産		出産	
出産(予定)日		出産(予定)日	
出産後の予定		出産後の予定	
障がい		障がい	
障がい名		障がい名	
手帳の交付		手帳の交付	
病気等		病気等	
病名等		病名等	
病院名		病院名	
状況		状況	
介護・看護		介護・看護	
介護・看護の対象者		介護・看護の対象者	
介護・看護の状況		介護・看護の状況	
介護・看護の日数		介護・看護の日数	
介護・看護の時間		介護・看護の時間	
病名・障がい名		病名・障がい名	
病院・施設名		病院・施設名	
介護保険の利用		介護保険の利用	
期間		期間	
通院方法・時間		通院方法・時間	
その他		その他	

記入例(表面)

利用申込み状況確認票

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれます。

1 申込み

フリガナと生年月日を必ず記入してください。

※お子さんの状況を記入してください。

教育・保育給付認定のみの申請の場合は、「利用申込み状況確認票」の提出は不要です。

		(フリガナ) ハカタ ケイコ	(フリガナ) ハカタ タロウ	(フリガナ)
		氏名 博多 恵子 (2021年 5月 26日生)	氏名 博多 太郎 (2023年12月 4日生)	氏名
お子さんの状況	障がい・発達の遅れまたは難病等の有無と、その内容(病名や保護者の心配事等)	☐ なし ☒ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容: ダウン症候群	☒ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容:	専門機関の受診をしたことがない場合でも言葉が遅れているなど、保護者の方が心配していることも記入してください。 内容:
	療育センター等専門機関の受診	☐ なし ☒ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: あいあいセンター 受診内容: 週2回療育に通っている。	☒ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: 受診内容:	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: 受診内容:
	医療的ケアの要否	☒ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☒ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他

育児休業から復職予定で利用申込みをする世帯は、必ず①②のいずれか1つにチェックをしてください。

2 育児休業からの復職意思の確認(育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください)

※利用調整(選考)に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

		父	母
①	☒	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (3ページに記載されている期限までに復職する。)	☐ 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (3ページに記載されている期限までに復職する。)
		※利用調整において、通常どりの利用調整点数で選考します。	※父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名とも①か②にチェックをしてください。 ※父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、その保護者欄のみ①か②にチェックをしてください。育児休業から復職予定ではない保護者欄はチェックをしないでください。
②	☐	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合(希望保育施設等に空きがある等)は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません(入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない)。	☐ 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合(希望保育施設等に空きがある等)は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません(入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない)。

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

※ 育児休業給付金の支給期間延長手続きを行う方は、利用申込書及び利用申込み状況確認票の写しの提出が必要のため、提出前にご自身でコピーをお願いします。

【裏面に続く】

利用申込み状況確認票

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供をすることがあります。

1 申込み児童の状況について記入してください。 ※お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報です。

		利用を希望する児童		
		(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
		氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)
お子さんの状況	障がい・発達の遅れまたは難病等の有無と、その内容（病名や保護者の心配事等）	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容：	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容：	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容：
	療育センター等専門機関の受診	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称： 受診内容：	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称： 受診内容：	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称： 受診内容：
	医療的ケアの要否	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他

2 育児休業からの復職意思の確認（育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください）

※利用調整（選考）に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

		父	母
①	☐	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 （3 ページに記載されている期限までに復職する。）	☐ 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 （3 ページに記載されている期限までに復職する。）
		※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。
②	☐	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。	☐ 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。
		※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません（入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない）。	☐ ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません（入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない）。

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名の育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

※ 育児休業給付金の支給期間延長手続きを行う方は、利用申込書及び利用申込み状況確認票の写しの提出が必要のため、提出前にご自身でコピーをお願いします。

【裏面に続く】

3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記入をお願いいたします。

1	必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。
2	保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
3	【保育施設等利用申込みに必要な書類について】 ・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。 ・申込み後、就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、15ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。申込み内容が変更になったにもかかわらず必要書類の提出がなく、利用決定後に、申込み内容と実態が異なることが発覚した場合は、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。
4	【申込みの有効期限について】 ・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和7年度末（令和8年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。 ・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退（取下）届兼教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。 ・令和7年度に利用が決定とならなかった場合で、令和8年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和8年度保育施設等利用申込みが必要となります。
5	【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】 ・入所が決定した場合、3ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。 ・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。 （例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。 7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。
6	【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】 ・保育施設等利用のご案内の5ページ「（5）育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。 ・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。 ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。 ・年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。
7	【きょうだい児同時申込みについて】 保育施設等利用のご案内の6ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。
8	【入所後に申込み時と状況が変わった場合】 ・就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、15ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。 ・手続きによっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消しとなる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の1か月前までに必要書類を提出してください。
9	【未申告の方】 市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。
10	【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与明細等が必要な方】 所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

年 月 日

申請保護者氏名

3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

1	必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。
2	保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
3	【保育施設等利用申込みに必要な書類について】 ・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。 ・申込み後、就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、15ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。申込み内容が変更になったにもかかわらず必要書類の提出がなく、利用決定後に、申込み内容と実態が異なることが発覚した場合は、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。
4	【申込みの有効期限について】 ・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和7年度末（令和8年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。 ・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退（取下）届兼教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。 ・令和7年度に利用が決定とならなかった場合で、令和8年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和8年度保育施設等利用申込みが必要となります。
5	【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】 ・入所が決定した場合、3ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。 ・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。 （例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。 7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。
6	【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】 ・保育施設等利用のご案内の5ページ「（5）育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。 ・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。 ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。 ・年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。
7	【きょうだい児同時申込みにについて】 保育施設等利用のご案内の6ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。
8	【入所後に申込み時と状況が変わった場合】 ・就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、15ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。 ・手続きによっては、教育・保育給付認定の取消しや退所になる場合があります。 ・希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の取消しや退所になる場合があります。
9	【未申告の方】 市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合があります。
10	【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与所得者の方】 所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層となる場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合があります。

・1～10までの内容を全てご確認ください。

・申請保護者は、「保育施設等利用申込書」に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

2024 年 11 月 15 日

申請保護者氏名 博多 次郎

年 月 日

第1希望施設名	
利用希望児童氏名	

マイナンバー（個人番号）申告書

私は、教育・保育給付認定申請手続きに係るマイナンバー（個人番号）について、以下のとおり申告します。

保護者（申請者名）

※保育施設等利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記載された方全員）について記入してください。

世帯員氏名	利用希望児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —
フリガナ		年 月 日	— —

4月1日入所・一次利用調整の申込み（保育施設等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された**保護者（申請者）の書類（写し）**を、マイナンバー封筒に封入したうえで、ご提出ください。

上記以外の申込み

各区窓口に申請の際、本申告書右上欄に記載された**保護者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」**をご提示ください。

個人番号確認書類	本人確認書類				
※以下のいずれか1点で可 ☐ マイナンバーカード(裏面)【複写】 ☐ 通知カード【複写】 ※通知カードは、住所や氏名が住民票と一致していない場合は使用できません。 ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書【原本】 ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>写真付き身分証明（1点で可）</th> <th>その他の本人確認書類（2点必要）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ☐ マイナンバーカード(表面)【複写】 ☐ 運転免許証【複写】 ☐ パスポート【複写】 ☐ 住基カード（顔写真付き）【複写】 ☐ 身体障害者手帳【複写】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳【複写】 ☐ 療育手帳【複写】 ☐ 在留カード【複写】 ☐ 特別永住者証明書【複写】 ☐ その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの【複写】 </td> <td> ☐ 各種健康保険資格確認書【複写】 ※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。 ☐ 年金手帳【複写】 ☐ 児童扶養手当証書【複写】 ☐ 特別児童扶養手当受給証明書【複写】 ☐ 介護保険被保険者証【複写】 ☐ その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（例：住民票、所得課税証明書、社員証等） </td> </tr> </tbody> </table>	写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）	☐ マイナンバーカード(表面)【複写】 ☐ 運転免許証【複写】 ☐ パスポート【複写】 ☐ 住基カード（顔写真付き）【複写】 ☐ 身体障害者手帳【複写】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳【複写】 ☐ 療育手帳【複写】 ☐ 在留カード【複写】 ☐ 特別永住者証明書【複写】 ☐ その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの【複写】	☐ 各種健康保険資格確認書【複写】 ※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。 ☐ 年金手帳【複写】 ☐ 児童扶養手当証書【複写】 ☐ 特別児童扶養手当受給証明書【複写】 ☐ 介護保険被保険者証【複写】 ☐ その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（例：住民票、所得課税証明書、社員証等）
写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）				
☐ マイナンバーカード(表面)【複写】 ☐ 運転免許証【複写】 ☐ パスポート【複写】 ☐ 住基カード（顔写真付き）【複写】 ☐ 身体障害者手帳【複写】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳【複写】 ☐ 療育手帳【複写】 ☐ 在留カード【複写】 ☐ 特別永住者証明書【複写】 ☐ その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの【複写】	☐ 各種健康保険資格確認書【複写】 ※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。 ☐ 年金手帳【複写】 ☐ 児童扶養手当証書【複写】 ☐ 特別児童扶養手当受給証明書【複写】 ☐ 介護保険被保険者証【複写】 ☐ その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（例：住民票、所得課税証明書、社員証等）				

きょうだい児で同一施設をご利用の場合、マイナンバー（個人番号）申告書の提出は1組で結構です。

記入例

2024 年 11 月 15 日

左上の申請日、保護者（申請者名）及び申告書の太枠部分をご記入ください。

第1希望施設名

●●保育園

利用希望児童氏名

博多 恵子

きょうだい児同時申込みの場合は、1名のみ記入してください。どちらのお子さんでも構いません。

マイナンバー（個人番号）申告書

保育施設等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。提出を受けたマイナンバーおよび特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務の範囲で使

（個人番号）について、以下に記入してください。

保護者（申請者名）

博多 次郎

※保育施設等利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記載された方全員）について記入してください。

世帯員氏名	利用希望児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）
フリガナ ハタ ケコ 博多 恵子	本人	2021 年 5 月 26 日	0 0 0 0 — 0 0 0 0 — 0 0 0 0
フリガナ ハタ タロウ 博多 太郎	本人	2023 年 12 月 4 日	0 0 0 0 — 0 0 0 0 — 0 0 0 0
フリガナ ハタ ジロウ 博多 次郎	父	1992 年 10	0 0 0
フリガナ ハタ ヨコ 博多 陽子	母	1992 年 4	0 0 0
フリガナ ハタ ヨシコ 博多 佳子	祖母	1962 年 6	0 0 0
フリガナ ハタ 一郎 博多 一郎	兄	2019 年 9	0 0 0
フリガナ		年 月 日	

令和7年4月1日からの利用申込希望の方で、一次申込の際（第1希望の施設へ提出）には「マイナンバー申告書」と「個人番号確認書類の写し」「本人確認書類の写し」を、必ずマイナンバー専用封筒（各保育施設・区子育て支援課にて配布または、市ホームページからダウンロード）に入れて、封をした状態で提出してください。

4月1日入所・一次利用調整の申込み（保育施設等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の書類（写し）を、マイナンバー封筒に封入したうえで、ご提出ください。

上記以外の申込み

各区窓口で申請の際、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」をご提示ください。

個人番号確認書類

※以下のいずれか1点で可

☒ マイナンバーカード（裏面）【複写】

☐ 通知カード【複写】

※通知カードは、住所や氏名が住民票と一致していない場合は使用できません。

☐ マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書【原本】

※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。

本人確認書類

写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）
☒ マイナンバーカード（表面）【複写】 ☐ 運転免許証【複写】 ☐ パスポート【複写】	☐ 各種健康保険資格確認書【複写】 ※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。 ☐ 各種健康保険資格確認書の提出例 ※複写を提出する場合は、被保険者等記号・番号および保険者番号は複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。

各種健康保険資格確認書の提出例

健康保険資格確認書 00000 交付

記号 博多 次郎 番号

氏名 博多 次郎

生年月日 年 月 日

性別 男

資格取得日 年 月 日

有効期間 年 月 日

事業主名称

保険者番号

保険者名称

保険者所在地 市 町 区

印

各種健康保険資格確認書の提出例

※複写を提出する場合は、被保険者等記号・番号および保険者番号は複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。

各種健康保険資格確認書の提出例

※複写を提出する場合は、被保険者等記号・番号および保険者番号は複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。

きょうだい児で同一施設をご利用の場合、マイナンバーを同一組で結構です。

就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄															
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()															
2	フリガナ																
	本人氏名											生年 月日	年	月	日		
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年		月	日	～	年	月	日		
4	本人就労先事業所	名称															
		住所															
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間	分)		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日	
		平日		時		分		～		時		分		(うち休憩時間		分)	
		土曜		時		分		～		時		分		(うち休憩時間		分)	
		日祝		時		分		～		時		分		(うち休憩時間		分)	
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分		(うち休憩時間		分)					
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日											
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分		(うち休憩時間		分)	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年		月	年月	年		月	年月	年		月	年月	年		月
		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月		時間／月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日															
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日															
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日															
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)															
13	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無															
14	備考欄																
追加的記載項目欄																	
15	給与形態	☐ 年俸 ☐ 月給 ☐ 日給 ☐ 時間給 ☐ その他() 金額 円															
16	雇用契約期間満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定															
17	短時間勤務制度 利用有無 ※No.12、No.19育児に 関するもの以外	☐ 有 ☐ 無 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計 時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分)															
18	単身赴任の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 赴任期間 年 月 日 ～ 年 月 日															
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合	☐ 可 ☐ 否															
20	育児のための短時間 勤務制度利用時の勤務時間	合計 時間	月間	時間 分 (うち休憩時間 分)													

※福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。
※証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】*この欄は保護者が記載してください。

【福岡市確認欄】

児童氏名()
生年月日()
施設名[利用中/第一希望]()

年 月 日 ～ 年 月 日 / 卒
就労・妊・病・介・求・学・育休()
父・母 / 標・短

記載例（雇用されている方用）

※勤務先から証明をもらってください。
※詳細な記載要領については、福岡市ホームページ（「保育園 様式」で検索）にてご確認ください。



就労証明書

「年」に関する事項は、西暦で記載してください。

証明日	西暦	2024	年	10	月	15	日
事業所名	株式会社 ○○△△						
代表者名	○○ ○○						
所在地	福岡市博多区住吉X丁目X番X号						
電話番号	092 - 123 - XXXX						
担当者名	△△ △△						
記載者連絡先	092 - 123 - XXXX						

当該証明書権限を有し、責任を持つ者の氏名を記載してください。
証明者は会社の代表者でなく、支店長や店長、直属の上司などでも構いません。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																																																																													
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス業																																																																																																																																													
2	フリガナ 本人氏名	ハカタ ジロウ 博多 次郎																																																																																																																																													
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																																																																																													
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ○○△△ 香椎支店 住所 福岡市東区香椎駅東X丁目X番X号																																																																																																																																													
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																																																																													
6	就労時間 (固定就労の場合) 就労時間 (変則就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>170</td><td>時間</td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td>1200</td><td>分)</td></tr><tr><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td>一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>20</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>5</td><td>日</td></tr><tr><td colspan="2">平日</td><td colspan="2">8</td><td>時</td><td colspan="2">30</td><td>分</td><td>~</td><td colspan="2">17</td><td>時</td><td colspan="2">0</td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td>60</td><td>分)</td></tr><tr><td colspan="2">土曜</td><td colspan="2">9</td><td>時</td><td colspan="2">0</td><td>分</td><td>~</td><td colspan="2">17</td><td>時</td><td colspan="2">30</td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td>60</td><td>分)</td></tr><tr><td colspan="2">日祝</td><td colspan="2"></td><td>時</td><td colspan="2"></td><td>分</td><td>~</td><td colspan="2"></td><td>時</td><td colspan="2"></td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td></td><td>分)</td></tr><tr><td colspan="2">合計時間</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">就労日数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	170	時間	分	(うち休憩時間	1200	分)	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐		一週当たりの就労日数	週間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日	平日		8		時	30		分	~	17		時	0		分	(うち休憩時間	60	分)	土曜		9		時	0		分	~	17		時	30		分	(うち休憩時間	60	分)	日祝				時			分	~			時			分	(うち休憩時間		分)	合計時間																		就労日数																		主な就労時間帯・シフト時間帯																	
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	170	時間	分	(うち休憩時間	1200	分)																																																																																																																																
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐		一週当たりの就労日数	週間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日																																																																																																																															
平日		8		時	30		分	~	17		時	0		分	(うち休憩時間	60	分)																																																																																																																														
土曜		9		時	0		分	~	17		時	30		分	(うち休憩時間	60	分)																																																																																																																														
日祝				時			分	~			時			分	(うち休憩時間		分)																																																																																																																														
合計時間																																																																																																																																															
就労日数																																																																																																																																															
主な就労時間帯・シフト時間帯																																																																																																																																															
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	福岡市に提出する場合は省略可。																																																																																																																																													
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 育児休業を「取得予定」「取得中」の場合は、保育所への入所が内定した場合に、育児休業を短縮し、復職できるかについて、「追加的記載項目欄」No.19でその可・否を選択してください。																																																																																																																																													
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日																																																																																																																																													
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 No.12を記載した場合は、「追加的記載項目欄」No.20でその勤務時間について、ひと月当たりの合計時間数を記載してください。																																																																																																																																													
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 4 月 1 日																																																																																																																																													
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																																																																													
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 保育士の資格を有し、保育士として勤務している場合のみ、「有」「有(予定)」としてください。																																																																																																																																													
14	備考欄	特記事項や記載されたご担当者から福岡市福祉事務所長への伝達事項等がありましたら、記載してください。																																																																																																																																													

追加的記載項目欄

15	給与形態	☐ 年俸 ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時間給 ☐ その他()
16	雇用契約期間満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
17	短時間勤務制度利用有無 ※No.12、No.19育児に関するもの以外	☐ 有 ☐ 無 期間 年 月 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間)
18	単身赴任の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 赴任期間 年 月 日 ~ 年 月 日
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合	☒ 可 ☐ 否
20	育児のための短時間勤務制度利用時の勤務時間	合計時間 月間 160 時間 分 (うち休憩時間 1200 分)

※福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。

※証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】*この欄は保護者が記載してください。

児童氏名()	保護者が記載します。
生年月日()	
施設名 [利用中/第一希望]()	

【福岡市確認欄】

年 月 日 ~ 年 月 日 / 卒
就労・妊・病・介・求・学・育休 ()
父・母 / 標・短

就労証明書

「年」に関する事項は、西暦で記載してください。

記載例（役員、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方用）

自営業専従者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託の方で勤務先や営業者等から証明を受ける場合

→就労証明書のみ

自営業主の方、役員・内職・業務委託の方でご自身で証明書を記入する場合

→就労証明書、事業内容のわかる書類

※会社等より証明を受ける場合でも、事業内容確認のため事業内容のわかる書類の提出をお願いする場合があります。

証明日 西暦 2024 年 10 月 15 日

事業所名 ○○◇◇

代表者名 博多 陽子

所在地 福岡市西区内浜X丁目X番X号

電話番号 092 - 876 - XXXX

担当者名 △△ △△

記載者連絡先 092 - 876 - XXXX

本人が記載する場合は、事業者の名称を記載してください。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	内容																																																																																																																					
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 情報通信業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☒ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 不動産業・物品賃貸業																																																																																																																					
2	フリガナ 本人氏名	ハカタ ヨウコ 博多 陽子																																																																																																																					
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 8 月 10 日 ~ 年 月 日																																																																																																																					
4	本人就労先事業所	名称 住所 右上の事業所名・事業所在地と異なる場合は、実際に本人が就労している事業所名・事業所在地を記載してください。																																																																																																																					
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☒ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																																																					
6	就労時間 (固定就労の場合) 当てはまるどちらか一方のみ記載してください。	<table border="1"> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計 時間</th> <th>月間</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>(うち休憩時間)</th> </tr> <tr> <td>168</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>168</td> <td></td> <td></td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>一月当たりの就労日数</td> <td colspan="7">月間 20 日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td colspan="4">週間 5 日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>10</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間)</td> <td>60</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>9</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間)</td> <td>60</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td>9</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間)</td> <td>60</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>合計時間</td> <td colspan="7"></td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間)</td> <td>分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td colspan="7"></td> <td>日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td colspan="12">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)	168									168			1200	一月当たりの就労日数	月間 20 日							一週当たりの就労日数	週間 5 日				平日	10	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分	土曜	9	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分	日祝	9	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分	合計時間								時間	分	(うち休憩時間)	分		就労日数								日					主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)											
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間)																																																																																																											
168									168			1200																																																																																																											
一月当たりの就労日数	月間 20 日							一週当たりの就労日数	週間 5 日																																																																																																														
平日	10	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分																																																																																																											
土曜	9	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分																																																																																																											
日祝	9	時	0	分	~	18	時	0	分	(うち休憩時間)	60	分																																																																																																											
合計時間								時間	分	(うち休憩時間)	分																																																																																																												
就労日数								日																																																																																																															
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																																																						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	福岡市に提出する場合は省略可。																																																																																																																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	福岡市に提出する場合、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方は、 No.8、No.9、No.10、No.11、No.12は記載不要です。																																																																																																																					
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む																																																																																																																						
10	産休・育休以外の休業の取得																																																																																																																						
11	復職(予定)年月日																																																																																																																						
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む																																																																																																																						
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 保育士の資格を有し、保育士として勤務している(経営している)場合のみ、「有」「有(予定)」としてください。																																																																																																																					
14	備考欄	カフェの経営、接客、調理 主な業務内容を記載してください。 また特記事項や福岡市福祉事務所長への伝達事項等がありましたら記載してください。																																																																																																																					
追加的記載項目欄																																																																																																																							
15	給与形態	☐ 年俸 ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時間給 ☐ その他() 金額 550,000 円																																																																																																																					
16	雇用契約期間満了後の更新の有無	福岡市に提出する場合、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方は、 No.16、No.17、No.18、No.19、No.20は記載不要です。																																																																																																																					
17	短時間勤務制度利用有無 ※No.12、No.19育児に関するもの以外																																																																																																																						
18	単身赴任の有無																																																																																																																						
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合																																																																																																																						
20	育児のための短時間勤務制度利用時の勤務時間																																																																																																																						

給与形態の金額は、事業での売上高や収益を記載してください。

収益から事業に係る経費等を差し引いた利益の金額ではありません。(なお、ここでの金額は、行う事業が生計を成り立たせるものであるか否かの判断基準とし、保育料の算定等に用いるものではありません。)

月 日 ~ 年 月 日

時間 分)

※福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。

※証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】*この欄は保護者が記載してください。

【福岡市確認欄】

児童氏名()

生年月日()

施設名[利用中/第一希望]()

保護者が記載します。

年 月 日 ~ 年 月 日 / 卒

就労・妊・病・介・求・学・育休()

父・母 / 標・短

就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄														
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()														
2	フリガナ															
	本人氏名											生年 月日	年	月	日	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年		月	日	～	年		月	日	
4	本人就労先事業所	名称														
		住所														
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()														
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間 分)		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日
		平日		時		分		～		時		分		(うち休憩時間 分)		
		土曜		時		分		～		時		分		(うち休憩時間 分)		
		日祝		時		分		～		時		分		(うち休憩時間 分)		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分		(うち休憩時間 分)						
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日										
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分		(うち休憩時間 分)		
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月			
		日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月			
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日														
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)														
13	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無														
14	備考欄															
追加的記載項目欄																
15	給与形態	☐ 年俸 ☐ 月給 ☐ 日給 ☐ 時間給 ☐ その他()										金額	円			
16	雇用契約期間満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定														
17	短時間勤務制度 利用有無 ※No.12、No.19育児に 関するもの以外	☐ 有 ☐ 無 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計 時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分)														
18	単身赴任の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 赴任期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合	☐ 可 ☐ 否														
20	育児のための短時間 勤務制度利用時の勤務時間	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間 分)										

※福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。
※証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】*この欄は保護者が記載してください。

児童氏名()
生年月日()
施設名 [利用中/第一希望]()

【福岡市確認欄】

年 月 日 ～ 年 月 日 / 卒
就労・妊・病・介・求・学・育休()
父・母 / 標・短

誓約書兼就職活動報告書

※この誓約書は、求職中の方が提出するものです。就労中、就労予定の方は、この誓約書ではなく就労証明書を提出してください。

フリガナ 児童氏名	(歳) (年 月 日生)	第1希望または 利用中の保育 施設等名	
--------------	---	---------------------------	--

1. 誓約

私は、子どもの保育施設等を利用希望する日(保育施設等を利用中の場合は、効力発生日)から、3か月以内に就職し、就労証明書を福祉事務所に提出いたします。

なお、保育施設等の利用開始日(保育施設等を利用中の場合は、効力発生日)から、3か月以内に就労証明書を提出できない場合は、教育・保育給付認定を取消しされても異議は申し立てません。

2. 就職活動報告書 ※①～④にチェックをしてください。なお記入がない場合は、①として取り扱います。

現在の就職活動の状況を下記のとおり報告します。

- ① ☐ 現在、求職活動は行っていない。(保育施設等の利用開始後に行う)
- ② ☐ 自宅において就職情報誌等により行っている。
- ③ ☐ 知人等の紹介により行っている。
- ④ ☐ ハローワークにおいて行っている。

3. その他

就労先を退職し求職活動を開始する場合は、下記に退職(予定)日を記載してください。

年 月 日 退職(予定)

※ 注意事項

保育施設等を利用中で、就労先を退職し求職活動を開始する場合の効力発生日は、「退職日の翌日」となります。

年 月 日

(あて先)
福岡市 福祉事務所長

住所

氏名

(児童からみた続柄)

【福岡市確認欄】

年 月 日 ～ 年 月 日 / 卒	就労・妊・病・介・求・学・育休() 父・母 / 標・短
---------------------------	-----------------------------------

申 立 書

フリガナ 児童氏名	(年 月 日生) (歳)	第1希望または利用中の保育施設等名	
--------------	------------------	-------------------	--

キ
リ
ト
リ

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 児童からみた続柄 ()

14 福岡市保育施設一覧

内容が変更となる場合がありますので、市のホームページを確認してください。



【東区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
公立	303	香椎保育所	220	681-1140	681-7500	香椎駅前2丁目16-23	2時間	8:30～16:30
	304	馬出保育所	110	651-9546	260-1825	馬出2丁目11-21	2時間	8:30～16:30
	321	奈多愛育園	160	606-2307	606-6290	奈多団地27-2	1時間	8:30～16:30
私立	322	光和保育園 光和保育園分園	310	608-2771	606-3459	和白3丁目20-12	2時間	8:30～16:30
	384	【0歳児・1歳児のみ受入】	20	608-7700	608-7700	和白5丁目1-16-101	2時間	8:30～16:30
	323	綾杉保育園	110	661-3266	661-3267	香椎1丁目7-1	1時間	8:30～16:30
	324	博多保育園	170	681-3650	405-3005	水谷1丁目8-11	1時間	8:30～16:30
	325	さわらび保育園	280	671-1881	671-1763	八田4丁目6-5	2時間	8:30～16:30
	326	多々良保育園	220	621-8117	629-7339	多の津5丁目43-1	1時間	8:30～16:30
	327	つぼみ保育園	250	681-4782	681-4780	千早1丁目18-24	2時間	8:30～16:30
	382	つぼみ保育園分園第2つぼみ保育園	30	692-7957	692-7958	千早5丁目4-35-101	1時間	8:30～16:30
	328	城浜保育園	250	661-0631	661-0638	城浜団地8-4	1時間	8:30～16:30
	329	松原保育園	140	641-8878	641-9677	箱崎6丁目11-10	1時間	8:30～16:30
	330	松翠保育園	160	641-0155	641-0167	箱崎1丁目38-15	2時間	8:45～16:45
	331	順和保育園	140	611-2250	611-2250	筥松2丁目14-18	1時間	8:30～16:30
	332	ちどり保育園	200	621-6331	621-6370	原田2丁目15-18	1時間	8:30～16:30
	334	まごころ保育園	180	621-6989	629-4383	馬出6丁目7-29	1時間	9:00～17:00
	383	まごころ保育園箱崎駅前分園	30	643-8515	643-8530	箱崎1丁目6-16-101	1時間	9:00～17:00
	335	名島保育園	150	682-2720	682-2734	千早2丁目3-26	1時間	8:00～16:00
	336	静ヶ丘保育園	200	607-2411	606-8597	美和台7丁目28-1	1時間	8:30～16:30
	337	御幸保育園	300	662-1431	683-3597	千早6丁目8-14	2時間	8:30～16:30
	338	若宮保育園	160	662-6470	662-6479	若宮4丁目18-8	1時間	8:30～16:30
	340	まつばく保育園	105	641-8023	631-6767	箱崎6丁目10-1	1時間	8:30～16:30
	341	杉の子保育園	130	641-8024	643-0208	馬出3丁目1-1	2時間	8:30～16:30
	343	信愛保育園	200	681-6691	672-9250	名島5丁目5-2	1時間	8:30～16:30
	344	香住ヶ丘保育園	300	661-1003	672-8288	香住ヶ丘1丁目13-10	2時間	8:30～16:30
	381	香住ヶ丘保育園松香台分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	24	692-7498	692-7499	松香台2丁目1-3	2時間	8:30～16:30
	345	あかつき保育園	310	682-1100	682-1132	若宮1丁目13-16	1時間	8:30～16:30
	346	みそら保育園	230	622-0270	622-0311	筥松4丁目2-21	1時間	8:30～16:30
	347	かなな保育園 かなな保育園香椎浜小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	190	672-7805	683-2291	香椎浜2丁目4-18	1時間	8:30～16:30
	385	【0歳児・1歳児のみ受入】	20	674-4557	674-4557	香椎浜2丁目2-2	—	8:30～16:30
	348	香椎浜保育園	210	672-2323	672-3231	香椎浜1丁目3-20	1時間	9:00～17:00
	349	愛咲美保育園	150	682-1515	682-1523	香椎浜4丁目3-1	1時間	8:30～16:30
	350	オリーブ保育園	120	606-6610	606-6611	三苦3丁目2-15	2時間	8:30～16:30
	367	第二オリーブ保育園	120	605-6065	609-9029	三苦3丁目4-48	1時間	8:30～16:30
	351	みとま保育園	140	605-7077	605-7088	三苦5丁目8-5	1時間	8:30～16:30
	352	だきしめ保育園	120	661-0011	661-0015	舞松原1丁目19-19	2時間	8:30～16:30
	353	第二光和保育園	90	692-9422	692-9423	和白3丁目21-3	1時間	8:30～16:30
	355	松島りすの森保育園	120	621-5700	621-5733	松島2丁目10-7	1時間	8:30～16:30
	356	東青葉保育園	100	691-0020	691-0032	青葉1丁目7-25	2時間	8:30～16:30
	357	まどか保育園	100	681-2239	681-2233	若宮1丁目12-7	1時間	8:30～16:30
	358	太陽保育園	120	681-7874	681-7881	香椎駅東4丁目25-4	1時間	8:30～16:30
	369	太陽みかづき保育園	90	665-5115	665-5116	下原3丁目21-46	1時間	8:30～16:30
	359	はこぎき保育園	40	409-9216	409-9226	貝塚団地8-102	2時間	8:30～16:30
	360	やまのみ保育園	100	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-22	1時間	8:30～16:30
	361	西戸崎保育園	120	603-0447	603-2303	西戸崎4丁目18-32	2時間	8:30～16:30
	301	志賀島保育園	50	603-6491	609-9336	志賀島1737-2	2時間	9:00～17:00
	364	やまのみ松崎保育園	90	661-1424	661-1426	松崎3丁目14-24	1時間	8:30～16:30
	365	アイグラン保育園千早	100	692-7602	692-7603	松崎4丁目32-16	2時間	9:00～17:00
	368	香椎しもばる保育園	90	663-8876	663-8877	下原2丁目22-3	1時間	8:30～16:30
	371	東はこぎき保育園	90	643-7588	409-9211	箱崎3丁目32-18	1時間	8:30～16:30
	372	キッズ・キッズ松香台保育園	60	410-2444	410-2445	松香台1丁目21-25	1時間	8:30～16:30
	373	アートチャイルドケア福岡香住ヶ丘保育園	65	673-7515	673-7516	香住ヶ丘6丁目7-5	2時間	8:00～16:00
	375	たんすい和白保育園	90	605-7002	605-7003	和白5丁目15-38	1時間	8:30～16:30
	376	るうてる愛育園	90	605-0015	605-0051	三苦2丁目35-11	2時間	8:30～16:30
	378	千早天星丸保育園	75	692-1567	692-1568	千早4丁目13-20	2時間	8:00～16:00
	391	からふる福岡東保育園	75	672-8080	672-8079	水谷2丁目10-26	2時間	9:00～17:00
	392	原田ＣＯＣＯ保育園	60	409-7980	409-7982	原田1丁目27-27	2時間	8:30～16:30
	393	照葉けいあい保育園	130	674-6700	674-6711	香椎照葉7丁目8-2	2時間	8:00～16:00
認定こども園	339	高美台保育園	140	607-1327	607-1363	高美台2丁目18-1	1時間	9:00～17:00
	354	アイランドシティコスモス保育園	140	662-1501	—	香椎照葉2丁目2-11	1時間	8:00～16:00
	366	第2アイランドシティコスモス保育園	110	681-8211	—	香椎照葉2丁目2-10	1時間	8:00～16:00
	362	きぼうの森こども園	110	260-3453	260-3454	松島3丁目10-20	2時間	8:00～16:00
	363	みらいの森こども園	110	624-7035	624-7036	原田4丁目24-57	2時間	8:00～16:00
	370	名島りすの森こども園	120	674-2380	674-2383	名島3丁目25-1	2時間	8:30～16:30
	374	夢の木保育園（※）	90	643-1819	651-1088	馬出1丁目15-20	2時間	9:00～17:00
	377	ストロベリーヒルズ	90	605-6008	605-6010	三苦4丁目1-17	1時間	8:30～16:30
	379	リアンかしい保育園	80	682-3550	682-3551	香椎2丁目6-20	2時間	9:00～17:00

※ 「夢の木保育園」は、令和7年4月から「夢の木こども園」に名称を変更する予定です。

【博多区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
公立	203	那珂保育所	180	431-3882	260-8658	竹下5丁目14-7	2時間	8:30～16:30
	204	千代保育所	190	651-2615	633-3878	千代5丁目13-1	2時間	9:00～17:00
私立	221	松月保育園	170	441-4570	441-4570	住吉4丁目16-7	1時間	9:00～17:00
	223	光應寺保育園	230	441-9715	441-9718	美野島2丁目6-31	2時間	9:00～17:00
	224	ナーランダ保育園	70	281-5582	281-5962	須崎町13-5	—	8:30～16:30
	225	光の園保育園	180	582-6633	582-7994	光丘町2丁目1-30	1時間	8:30～16:30
	226	堅粕保育園	120	411-2298	411-2563	堅粕3丁目16-10	1時間	8:30～16:30
	227	吉塚カトリック保育園	180	621-3928	621-3929	吉塚5丁目17-42	1時間	8:30～16:30
	228	月隈保育園	200	504-1519	504-1829	立花寺2丁目8-10	1時間	9:00～17:00
	229	わかば保育園	170	582-9235	582-7611	板付3丁目15-2	2時間	8:30～16:30
	230	みなと保育園	70	291-5988	291-5990	大博町7-6	1時間	8:30～16:30
	231	南福岡保育園	150	582-5730	582-5732	寿町3丁目3-1	2時間	8:30～16:30
	232	星の子保育園	160	504-2615	503-5934	月隈3丁目39-3	1時間	9:00～17:00
	233	雑餉隈保育園	200	582-9167	574-0700	麦野6丁目20-8	1時間	8:30～16:30
	234	光薫寺保育園	140	411-0600	411-0608	山王1丁目11-11	1時間	8:30～16:30
	235	五十川保育園	289	585-8501	572-2311	諸岡3丁目22-7	2時間	9:00～17:00
	282	第二五十川保育園分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	292-3983	292-3985	那珂3丁目8-9	1時間	9:00～17:00
	299	つくし保育園	290	571-2572	571-2573	板付7丁目3-16	2時間	8:30～16:30
	239	福岡リズム保育園	150	622-6727	611-6520	吉塚7丁目12-35	1時間	8:30～16:30
	240	月のうさぎ保育園	70	433-6680	433-6681	竹下2丁目1-8	1時間	8:30～16:30
	241	板付保育園	210	581-1282	581-1382	諸岡5丁目13-11	1時間	8:30～16:30
	259	第2板付保育園	60	585-2235	585-2236	諸岡6丁目9-20	1時間	8:30～16:30
	242	東住吉保育園	130	431-1201	431-1234	博多駅南2丁目7-36	2時間	8:30～16:30
	243	隅田保育園	160	582-1520	586-9860	西月隈5丁目19-15	2時間	9:00～17:00
	244	東清水保育園	110	611-7861	611-7862	吉塚4丁目7-31	1時間	8:00～16:00
	246	しあわせな木保育園	30	483-4353	483-4653	竹下1丁目15-40-103	1時間	8:30～16:30
	247	大井保育園	140	621-3057	621-3059	大井2丁目7-12	2時間	8:30～16:30
	249	わかな保育園	150	473-8615	292-6386	東那珂3丁目6-60	1時間	8:30～16:30
	251	たんすい保育園	110	575-6005	575-6006	諸岡1丁目19-5	1時間	8:30～16:30
	252	アスク東比恵保育園	70	477-2663	292-8938	東比恵3丁目3-25	2時間	9:00～17:00
	253	福岡比恵町雲母保育園	60	477-3511	477-3512	比恵町17-14	2時間	8:30～16:30
	255	アスク竹下保育園	60	432-8188	710-6845	那珂1丁目25-18	2時間	9:00～17:00
	257	アートチャイルドケア博多山王保育園	80	409-6102	409-6111	山王2丁目7-25	2時間	8:00～16:00
	258	博多とみひろ保育園	180	558-1066	558-1067	麦野5丁目12-7	2時間	8:30～16:30
	260	はかた愛育保育園	120	409-4771	409-4773	博多駅南3丁目7-13	2時間	8:30～16:30
	262	三筑どろんこ保育園	120	558-3301	558-3302	三筑2丁目11-35	2時間	8:30～16:30
認定こども園	237	どろんこ保育園	110	271-3343	271-3463	住吉1丁目2-50	4時間	9:00～17:00
	238	第2どろんこ夜間保育園	55	271-3343	271-3463	住吉1丁目2-50	前後各4時間	11:00～19:00
	245	清水保育園	170	651-2165	292-5165	堅粕1丁目28-48	2時間	9:00～17:00
	281	清水博多駅東保育園（清水保育園分園）	60	292-1114	292-1132	博多駅東1丁目8-1	1時間	9:00～17:00
	248	恵愛ソレイユ保育園	90	433-8817	433-8837	比恵町14-11	1時間	8:30～16:30
	254	中比恵ソレイユガーデン保育園	90	260-8655	260-8675	博多駅東2丁目12-34	2時間	8:30～16:30
	256	博多ピノキオこども園	95	433-1123	433-1124	上牟田1丁目7-11	2時間	9:00～17:00
	261	ブライト保育園 福岡東比恵（※）	60	475-1200	475-1201	東比恵2丁目12-39	2時間	8:30～16:30

※ 「ブライト保育園 福岡東比恵」は、令和7年4月から「ブライトこども園 福岡東比恵」に名称を変更する予定です。

【中央区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
私立	保	121 早緑子供の園	90	761-3408	739-5988	鳥飼1丁目6-5	1時間	7:45～15:45
		122 平尾保育園	150	531-4754	531-4834	薬院4丁目13-32	1時間	8:30～16:30
		123 新星保育園	150	524-3155	524-5245	白金2丁目15-31	1時間	8:30～16:30
		124 大日保育園	160	741-0975	751-1056	荒戸3丁目4-70	1時間	8:30～16:30
		125 くるみ保育園	150	531-4022	531-9650	輝国1丁目11-24	1時間	9:00～17:00
		126 中村学園大学付属大濠保育園	165	751-7525	751-7526	六本松1丁目2-19	1時間	8:30～16:30
		199 中央保育園（昼間部）	200	771-6010	711-0014	今泉1丁目13-15	3時間	9:00～17:00
		140 中央保育園（夜間部）	30				2時間	11:00～19:00
		128 あけぼの保育園	170	751-0162	751-0236	伊崎14-1	1時間	8:30～16:30
		129 城北保育園	100	751-3607	751-3619	大手門2丁目2-6	1時間	8:30～16:30
		131 白鳩保育園	140	712-1671	712-1672	梅光園1丁目2-21	1時間	8:30～16:30
		132 福浜保育園	140	771-7400	771-7455	福浜1丁目1-5	1時間	8:30～16:30
		133 のぞみ保育園	120	524-2360	524-2362	薬院3丁目12-35	2時間	8:30～16:30
		134 野ばら保育園	175	522-2424	523-5020	小笹1丁目15-24	1時間	8:30～16:30
		136 大手門保育園	70	715-8816	715-8820	大手門2丁目5-15	1時間	8:30～16:30
		141 森のおうち保育園	60	791-5654	791-5689	小笹3丁目13-6	1時間	8:30～16:30
		143 クレシュ六本松	90	716-7080	716-7081	草香江2丁目15-5	1時間	8:30～16:30
		144 アイグラン保育園大宮	110	406-8287	406-8288	大宮1丁目5-15	2時間	9:00～17:00
		145 ほっぺるランド六本松	80	791-1686	791-1687	谷1丁目13-2	2時間	8:30～16:30
	所	146 平和ちとせ保育園	120	531-3866	531-3867	平和5丁目13-3	2時間	8:30～16:30
		147 アートチャイルドケア鳥飼南当仁保育園	60	707-3981	707-3982	鳥飼2丁目6-10	2時間	8:00～16:00
		149 天神ちとせ保育園	100	707-2175	707-2176	舞鶴1丁目4-7 UR舞鶴103	2時間	8:30～16:30
		150 まいづるちとせ保育園	90	707-1013	707-1014	舞鶴1丁目4-7 UR舞鶴58-1	2時間	8:30～16:30
		151 しゅんよう保育園	80	717-2525	717-8181	港2丁目18-1	1時間	8:30～16:30
		152 赤坂けやき通り保育園	75	981-1708	984-3170	赤坂3丁目10-4	2時間	9:00～17:00
		153 笹丘セレーナ保育園	80	406-7172	406-7162	笹丘2丁目18-1	2時間	8:30～16:30
		154 リトルワールドあゆみ保育園	90	707-2205	707-2204	梅光園3丁目3-8	1時間	9:00～17:00
		155 笹丘くすくすの木保育園	60	407-6651	407-6652	笹丘1丁目35-18	2時間	9:00～17:00
		156 あーす保育園 平尾	80	791-3288	791-3289	平尾3丁目7-26	2時間	8:30～16:30
	認定こども園	135 舞鶴保育園	150	771-7884	771-7663	長浜1丁目2-15	2時間	9:00～17:00
		137 桜坂保育園	90	751-1515	751-1545	警固3丁目6-45	1時間	8:30～16:30
		138 笹丘コスモス保育園	140	738-4111	—	笹丘3丁目2-1	1時間	8:00～16:00
		148 サンタランド	110	707-2733	707-2734	地行3丁目26-55	2時間	9:00～17:00
		202101 汀幼稚園【2歳児クラスから受入】	35	761-0470	761-0470	荒戸2丁目5-11	1時間	8:45～16:45

【城南区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
私立	保	621 慈光保育園	120	871-2111	864-3614	片江2丁目24-14	1時間	8:30～16:30
		623 荒江保育園	260	831-2655	843-9403	別府3丁目2-18	1時間	8:30～16:30
		624 すみれ保育園	150	831-0729	831-0732	飯倉1丁目10-18	1時間	8:30～16:30
		625 田島保育園	180	822-4568	822-4795	田島2丁目28-10	1時間	8:00～16:00
		627 長尾保育園	140	551-1557	551-1595	長尾3丁目10-2	1時間	8:30～16:30
		628 芙蓉保育園	160	801-2480	801-2497	茶山4丁目15-18	1時間	8:30～16:30
		629 若草保育園	160	851-5345	851-5345	茶山6丁目1-32	1時間	8:00～16:00
		631 若竹保育園	160	863-3165	863-3167	堤1丁目13-33	1時間	8:30～16:30
		633 きりん保育園	130	864-7181	864-7211	友丘4丁目1-15	1時間	8:30～16:30
		634 福岡ゆなの木保育園	90	871-4220	871-4221	長尾5丁目10-6	1時間	8:30～16:30
		635 あさひ保育園	80	874-2388	874-2378	梅林4丁目5-27	1時間	8:30～16:30
		637 ニチキッズ下長尾保育園	60	873-2215	873-2216	長尾4丁目22-14	2時間	9:00～17:00
		639 あーす保育園 東油山	90	400-1951	400-1952	東油山1丁目10-74	2時間	8:30～16:30
	認定こども園	622 白百合保育園（※1）	270	821-0280	821-0302	別府6丁目2-45	1時間	9:00～17:00
		626 仁愛保育園	310	871-4402	871-4488	樋井川1丁目4-18	2時間	8:30～16:30
		630 さくら保育園	150	863-7363	863-7370	神松寺3丁目5-1	1時間	9:00～17:00
		632 信明保育園（※2）	150	863-3366	863-8936	七隈8丁目15-12	2時間	9:00～17:00
		636 ひかりの森こども園	100	872-1010	872-1011	七隈7丁目31-9	2時間	8:00～16:00
		638 南片江こども園	105	407-1885	407-1775	南片江6丁目11-7	2時間	8:30～16:30

※1 「白百合保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 白百合保育園」に名称を変更する予定です。

※2 「信明保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 信明保育園」に名称を変更する予定です。

【南区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
私立	保育園	521 花畑保育園	120	566-3674	566-3785	屋形原4丁目26-16	1時間	8:30～16:30
		522 井尻保育園	260	581-6371	581-6418	井尻5丁目23-1	1時間	8:30～16:30
		523 正法寺保育園	80	501-2615	581-0797	横手3丁目20-5	—	8:00～16:00
		524 恵美保育園	170	551-2548	554-6530	大橋2丁目23-20	1時間	8:30～16:30
		525 筑紫ヶ丘保育園	160	541-1004	541-1009	野間1丁目20-22	1時間	8:30～16:30
		526 玉川保育園	130	541-7007	541-7015	向野1丁目7-23	1時間	8:30～16:30
		582 玉川保育園分園向野保育園	50	542-6036	542-6048	向野1丁目16-5	—	8:30～16:30
		528 弥永保育園	90	571-0337	571-0523	弥永団地31-1	1時間	8:00～16:00
		529 ひかり保育園	170	521-6449	521-7120	大橋3丁目25-27	1時間	8:30～16:30
		583 ひかり保育園分園ひかりのこ保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	526-8418	526-8418	大橋1丁目35-19	—	8:30～16:30
		530 長住保育園	260	511-8711	511-8723	西長住2丁目2-11	1時間	8:30～16:30
		531 やまびこ保育園	200	512-4301	512-4390	清水3丁目5-6	1時間	8:30～16:30
		532 あすなろ保育園	180	582-4040	582-4042	弥永2丁目13-3	1時間	8:30～16:30
		533 いずみ保育園	200	512-0077	512-0138	柳河内2丁目6-96	1時間	8:30～16:30
		581 いずみ保育園分園ほほえみ保育園	20	566-7836	566-7852	屋形原2丁目23-1	—	8:30～16:30
		535 屋形原保育園	270	561-1116	551-6766	花畑1丁目7-13	1時間	8:00～16:00
		536 柳瀬保育園	150	574-0838	574-3266	柳瀬1丁目16-5	1時間	8:30～16:30
		537 みやたけ保育園	190	572-4585	572-4586	高木2丁目16-5	1時間	8:30～16:30
		540 わかひさ保育園	150	552-1177	552-1197	若久3丁目46-11	1時間	8:30～16:30
		541 デュランタ保育園	140	551-7700	551-5200	西長住3丁目30-3	1時間	9:00～17:00
		542 こばと保育園	90	565-2847	565-2983	松原4丁目36-25	1時間	8:30～16:30
		543 花畑ナーサリー	90	566-7788	566-9388	花畑2丁目48-31	1時間	9:00～17:00
		544 しあわせの星保育園	170	565-5110	565-5313	老司5丁目2-6	1時間	9:00～17:00
		545 野間ナーサリー	60	541-5057	541-5004	野間4丁目19-21	1時間	8:30～16:30
		546 こどもの園純真	150	553-5593	553-5594	南大橋1丁目5-13	1時間	8:00～16:00
		547 しおばる保育園	120	554-1188	554-1288	塩原3丁目26-19	1時間	8:30～16:30
		548 のため保育園	130	408-4090	408-4091	野多目2丁目16-35	1時間	8:30～16:30
	所	550 高宮くすくすの丘保育園	110	406-2764	406-2693	高宮4丁目19-35	1時間	9:00～17:00
		551 塩原天星丸保育園	65	552-8089	552-8090	塩原1丁目23-13	2時間	8:00～16:00
		552 こひつじ保育園	90	555-7951	555-7952	松原2丁目41-9	1時間	8:30～16:30
		553 みらい保育園	60	408-1285	408-1286	筑紫丘2丁目12-1	1時間	8:30～16:30
		554 サンタリーベ保育園	90	710-2730	710-2732	野間4丁目4-16	2時間	9:00～17:00
		555 アイグラン保育園大橋	100	710-2150	710-2151	向野2丁目11-5	2時間	9:00～17:00
		556 ブライト保育園福岡高宮	60	554-2727	554-2728	清水1丁目19-7	2時間	8:30～16:30
		560 大池けいあい保育園	80	408-4087	408-4077	大池1丁目18-26	2時間	8:30～16:30
		561 こひつじの森保育園	90	710-1151	710-1152	松原5丁目7-6	1時間	8:30～16:30
		563 横手つばさ保育園	116	586-7081	586-7082	横手3丁目24-20	2時間	8:30～16:30
	認定こども園	527 みやけ保育園（※1）	230	565-6455	565-6739	向新町2丁目16-1	1時間	9:00～17:00
		534 えんぜる保育園（※2）	240	512-6483	512-8853	三宅2丁目33-24	2時間	8:30～16:30
		539 寺塚コスモス保育園	170	552-1833	—	寺塚1丁目21-20	1時間	8:00～16:00
		584 寺塚コスモス保育園大池小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	554-3131	—	多賀2丁目8-1	—	8:00～16:00
		549 マリア幼稚園	70	565-9887	565-9888	老司5丁目28-2	1時間	8:30～16:30
		557 花畑ガーデン保育園	90	981-1704	984-3918	花畑4丁目9-25	1時間	9:00～17:00
		558 リアンかしはら保育園	80	564-3770	564-3771	柏原6丁目2-6	2時間	9:00～17:00
		562 中尾ガーデン保育園	90	985-7387	985-7388	中尾1丁目6-16	2時間	9:00～17:00
		564 こどもの森保育園 こもれびテラス的場（※3）	90	586-7787	510-7132	的場2丁目19-15	2時間	8:30～16:30
		565 まことながずみ保育園（※4）	60	403-0306	403-0307	長住7丁目7-26	2時間	8:30～16:30
		566 いちざきみんなの家	90	406-8215	406-8216	市崎1丁目15-11	2時間	9:00～17:00
		567 大橋コスモス保育園	75	561-8772	—	塩原2丁目10-10	2時間	8:00～16:00

※1 「みやけ保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 みやけ保育園」に名称を変更する予定です。

※2 「えんぜる保育園」は、令和7年4月から「えんぜる認定こども園」に名称を変更する予定です。

※3 「こどもの森保育園 こもれびテラス的場」は、令和7年4月から「保育所型認定こども園 こどもの森保育園 こもれびテラス的場」に名称を変更する予定です。

※4 「まことながずみ保育園」は、令和7年4月から「まことながずみこども園」に名称を変更する予定です。

【早良区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
公立	701	田隈保育所	100	871-3814	871-3815	野芥2丁目6-12	2時間	9:00～17:00
	705	南庄保育所	100	843-3465	707-5225	小田部1丁目30-5	1時間	9:00～17:00
私立	721	あおば保育園	180	863-2503	863-2512	有田6丁目27-12	1時間	8:30～16:30
	722	西新保育園	270	821-7969	821-4209	曙1丁目3-26	1時間	8:30～16:30
	723	ふたば保育園	150	831-2969	845-9707	百道3丁目10-58	1時間	8:30～16:30
	724	高取保育園	225	831-4162	831-4168	昭代2丁目10-12	1時間	8:30～16:30
	725	第二高取保育園	170	821-1853	821-1892	祖原15-1	1時間	8:30～16:30
	727	野芥保育園	190	871-2030	865-0559	野芥7丁目4-17	1時間	8:30～16:30
	730	星の原団地保育園	200	801-5188	801-5231	星の原団地90-15	1時間	8:30～16:30
	731	こぐま保育園	170	861-4111	861-4180	田隈1丁目23-43	1時間	8:30～16:30
	781	こぐま保育園有住小学校内分園	20	831-5637	831-5639	有田7丁目17-1	—	8:30～16:30
	782	こぐま保育園賀茂小学校内分園	20	873-0620	873-0620	賀茂1丁目31-1	—	8:30～16:30
	734	みどり保育園	120	851-0787	851-7222	原6丁目4-15	1時間	9:00～17:00
	735	さわら保育園	120	804-1414	804-7676	早良1丁目5-61	1時間	8:30～16:30
	736	豊庄保育園	100	843-5551	843-9396	南庄2丁目26-13	1時間	8:30～16:30
	737	信和保育園	180	863-4566	873-2408	田村4丁目17-3	1時間	8:30～16:30
	738	原西保育園	160	822-1567	843-9398	小田部3丁目24-15	1時間	8:30～16:30
	739	ひばり保育園	70	804-5010	804-5024	内野5丁目11-43	1時間	8:30～16:30
	740	ナーサリーライムスクール	60	801-4302	801-4195	田村6丁目21-7	1時間	8:30～16:30
	741	むろずみ保育園	120	831-8555	831-8102	室住団地48-1	1時間	8:30～16:30
	742	にこにこ保育園	60	403-8555	403-8554	野芥8丁目33-25	1時間	9:00～17:00
	744	いるべ保育園	130	804-2600	804-2608	東入部2丁目11-20	1時間	8:00～16:00
	745	内野保育園	140	804-2935	804-8050	内野8丁目6-27	2時間	8:30～16:30
	746	なごみナーサリー	90	866-3130	864-3660	田村1丁目11-3	1時間	8:30～16:30
	747	くまのこ保育園	80	874-3050	874-3055	次郎丸4丁目8-12	1時間	8:30～16:30
	749	ほっべるランド南庄	90	407-4580	407-4590	南庄1丁目22-21	2時間	8:00～16:00
	751	ここ葉保育園	80	821-0558	821-0557	百道浜4丁目14-1	1時間	8:30～16:30
	753	原中央保育園	80	822-5057	822-5059	荒江3丁目19-7	2時間	8:30～16:30
	754	栄光保育園	90	865-6068	865-6070	有田3丁目4-37	1時間	8:30～16:30
	756	ニチキッズ次郎丸保育園	60	866-8021	866-8023	次郎丸5丁目1-24	2時間	9:00～17:00
認定こども園	703	脇山保育園（※1）	110	804-4000	804-4700	脇山1266-10	2時間	9:00～17:00
	726	ゆりか認定こども園	230	851-9863	851-9865	原4丁目15-1	1時間	8:30～16:30
	783	ゆりか認定こども園大原小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	407-5300	407-5300	原3丁目8-10	—	8:30～16:30
	728	若杉保育園（※2）	160	861-0470	834-8085	千隈5丁目23-27	1時間	8:30～16:30
	729	エミールこども園	255	801-1911	801-1944	有田8丁目14-22	1時間	9:00～17:00
	732	野芥ガーデン保育園	60	834-2470	834-2471	野芥1丁目16-31	1時間	8:30～16:30
	733	しかた保育園（※3）	170	811-3808	811-3818	四箇田団地554・585-1	1時間	8:30～16:30
	743	アン・シャーリーこども園	150	866-2257	866-2327	有田5丁目1-11	1時間	8:30～16:30
	748	みんなの劇場保育園（※4）	60	407-8261	407-8262	飯倉4丁目8-23	1時間	8:45～16:45
	752	飯原保育園	120	874-7522	874-7533	原7丁目23-17	1時間	8:30～16:30
	755	ひなたの風	60	834-3775	834-3776	城西3丁目13-10	2時間	9:00～17:00
	757	室見ガーデン保育園	90	983-6401	982-4097	小田部7丁目16-14	2時間	8:30～16:30
	758	有住コスモス保育園	60	823-6600	—	有田7丁目18-8	2時間	8:00～16:00
	211620	さつき幼稚園【1歳児クラスから受入】	206	864-5550	864-5500	西油山154	1時間	8:30～16:30

※1 「脇山保育園」は、令和7年4月から「わきやまこども園」に名称を変更する予定です。

※2 「若杉保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 若杉保育園」に名称を変更する予定です。

※3 「しかた保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 しかた保育園」に名称を変更する予定です。

※4 「みんなの劇場保育園」は、令和7年4月から「みんなの劇場こども園」に名称を変更する予定です。

【西区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	延長保育	保育短時間
公立	801	姪浜保育所	160	881-0322	707-5135	内浜 1 丁目5-8	2 時間	9:00 ～ 17:00
	—	小呂保育所	30	809-2965	809-2965	大字小呂島字神の下61-1	—	—
私立	824	千里保育園	210	806-5770	806-5772	大字千里345-1	1 時間	9:00 ～ 17:00
	825	北崎保育園	60	809-2129	809-1445	大字宮浦2065-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	826	ひなぎく保育園	130	881-2719	881-2789	拾六町団地2-2	1 時間	8:30 ～ 16:30
	827	内浜保育園	260	881-3037	894-2992	小戸 4 丁目13-10	1 時間	8:30 ～ 16:30
	881	内浜保育園分園花のおさなご 【0 歳児・1 歳児のみ受入】	30	834-5171	834-5172	姪の浜 4 丁目7-9	1 時間	8:30 ～ 16:30
	828	能古保育園	30	881-3015	881-4111	能古657-32	1 時間	8:30 ～ 16:30
	829	今宿保育園	140	806-2600	806-9842	横浜 1 丁目2-3	1 時間	9:00 ～ 17:00
	830	西浦保育園	50	809-2494	809-2495	大字西浦640-11	—	9:00 ～ 17:00
	833	めぐみ保育園	140	811-5249	811-5241	巻岐団地60-4	1 時間	8:30 ～ 16:30
	835	野方保育園	100	811-6315	811-6319	野方 2 丁目15-27	1 時間	8:30 ～ 16:30
	836	木の実保育園	190	807-0123	807-0317	今宿東 3 丁目25-7	1 時間	8:30 ～ 16:30
	837	和光保育園	160	881-4858	881-2091	上山門 1 丁目22-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	838	福重保育園	70	881-4866	892-4050	福重 4 丁目1-22	1 時間	8:30 ～ 16:30
	839	玄界島保育園	20	809-1377	809-1381	大字玄界島1262	—	8:30 ～ 16:30
	840	こじか保育園	140	807-8308	807-9089	田尻 1 丁目7-21	1 時間	9:00 ～ 17:00
	842	中村学園大学付属おひさま保育園	120	894-3456	894-3457	姪浜駅南 2 丁目31-6	1 時間	8:30 ～ 16:30
	843	あたごはま保育園	140	894-1777	894-1750	姪の浜 2 丁目28-28	1 時間	8:30 ～ 16:30
	845	あゆみらい保育園	140	881-2010	881-2011	拾六町 1 丁目20-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	846	福岡舞鶴誠和第Ⅰ保育園	130	806-0415	806-0843	横浜 3 丁目8-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	866	福岡舞鶴誠和第Ⅱ保育園	90	805-1717	805-1800	北原 2 丁目33-12	1 時間	8:30 ～ 16:30
	848	城の原保育園	120	881-8308	881-8308	上山門 3 丁目6-58	2 時間	9:00 ～ 17:00
	851	かぼちゃ畑保育園	80	883-1733	834-8874	石丸 3 丁目24-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	852	すみわたる保育園	130	891-6655	891-6677	内浜 2 丁目9-26	1 時間	8:30 ～ 16:30
	854	西都保育園	90	834-5927	807-0376	大字女原414-1	1 時間	9:00 ～ 17:00
	856	にじのはな保育園	70	834-5622	834-5722	田尻東 1 丁目10-13	1 時間	9:00 ～ 17:00
	858	姪北ちとせ保育園	90	883-0001	883-0004	姪の浜 3 丁目11-42	2 時間	8:30 ～ 16:30
	859	いとぼっぼ保育園	50	802-0704	802-0730	徳永北1-52	2 時間	8:30 ～ 16:30
	861	りんごの花保育園	60	707-7158	707-7159	福重 1 丁目2-6	2 時間	8:30 ～ 16:30
	863	たんぼぼ保育園	90	834-9244	883-8550	福重 5 丁目10-6	1 時間	8:30 ～ 16:30
	864	大塚第一保育園	130	807-3835	807-3836	今宿町376-1	2 時間	8:30 ～ 16:30
	865	大塚第二保育園	130	807-3915	807-3916	今宿町376-1	2 時間	8:30 ～ 16:30
	867	アートチャイルドケア福岡今宿保育園	60	834-8255	834-8256	今宿東1丁目30-43	2 時間	8:00 ～ 16:00
	868	アイグラン保育園姪浜	100	407-5525	407-5526	愛宕南 2 丁目13-17	2 時間	9:00 ～ 17:00
	869	ひなたぼっこ保育園	100	400-5822	707-6300	周船寺 1 丁目18-42	2 時間	9:00 ～ 17:00
	870	愛宕けいあい保育園	80	892-8925	892-8927	愛宕 4 丁目2-28	2 時間	8:30 ～ 16:30
	871	地球の子ゆたか保育園	90	407-1588	407-1575	大字徳永360-3	2 時間	9:00 ～ 17:00
	873	まぶね保育園	70	807-1379	807-6544	北原 2 丁目39-34	2 時間	8:30 ～ 16:30
認定こども園	821	観音寺保育園	140	881-2210	881-4440	愛宕 2 丁目19-2	1 時間	8:30 ～ 16:30
	882	観音寺保育園愛宕浜小学校内分園	20	894-3667	894-3668	愛宕浜 4 丁目42-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	822	今津保育園（※1）	90	806-7050	834-2058	今津4807-8-1	1 時間	9:00 ～ 17:00
	823	太郎保育園	230	806-2821	806-2874	太郎丸 2 丁目7-3	1 時間	9:00 ～ 17:00
	831	ひまわり保育園	150	881-7324	882-5078	下山門団地7-2	1 時間	9:00 ～ 17:00
	832	第2 ひまわり保育園（※2）	150	891-5040	891-5042	生の松原 2 丁目12-6	1 時間	9:00 ～ 17:00
	834	成徳保育園	270	891-7908	883-2501	大町団地1135-6	1 時間	8:30 ～ 16:30
	841	しもやまと保育園（※3）	120	885-4611	882-6741	下山門 3 丁目10-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	844	飯盛保育園	200	811-1309	811-1755	飯盛534	2 時間	8:30 ～ 16:30
	847	いき保育園	140	811-1258	811-1272	戸切 2 丁目13-9	1 時間	9:00 ～ 17:00
	849	周船寺もみじの森こども園	90	805-5511	805-5512	大字飯氏868-1	1 時間	8:30 ～ 16:30
	850	ゆめの森こども園	90	812-0861	812-0862	橋本 2 丁目25-19	2 時間	8:00 ～ 16:00
	853	いと菜の花保育園	120	802-0101	—	女原北8-5	1 時間	7:30 ～ 15:30
	855	伊都コスモス保育園	120	805-5671	—	西都 2 丁目20-10	2 時間	8:00 ～ 16:00
	857	姪浜もみじの森こども園	110	891-5661	891-5662	愛宕南 2 丁目3-6	1 時間	8:30 ～ 16:30
	860	ひかりと風とサクランボ	90	805-7100	805-7101	今宿町205	1 時間	8:30 ～ 16:30
	862	さいとみんなの家	60	707-6380	707-6381	西都 2 丁目13-8	2 時間	9:00 ～ 17:00
	872	元岡きらきら保育園（※4）	105	805-6767	805-6768	学園通 2 丁目2063-1	2 時間	8:30 ～ 16:30
	874	福岡いずみ幼稚園	160	881-1452	881-5159	福重 1 丁目4-20	1 時間	7:00 ～ 15:00

※1 「今津保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 いまづシャラ園」に名称を変更する予定です。

※2 「第2 ひまわり保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 第2 ひまわり保育園」に名称を変更する予定です。

※3 「しもやまと保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 しもやまと保育園」に名称を変更する予定です。

※4 「元岡きらきら保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 元岡きらきら保育園」に名称を変更する予定です。

15 福岡市地域型保育事業所一覧

地域型保育の対象児童は、**市内に住む生後3か月～2歳で、保護者の就労等により保育が必要と市が認める児童**です。

・類型の「小」とは、小規模保育事業のことです。（10ページを参照）

内容が変更となる場合がありますので、市のホームページを確認してください。



【東区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231301	光和小規模保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	606-5505	606-5505	和白東2丁目5-17	光和保育園	—	8:30～16:30
小A	231304	ファミリー子育てステーション箱崎	19	651-7710	651-7710	箱崎1丁目36-36	松翠保育園	—	8:45～16:45
小A	231305	はこぎき小規模保育園	19	624-0337	624-0337	筥松2丁目21-17	東はこぎき保育園 はこぎき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231307	和白東小さな保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	18	606-5501	606-5501	和白東5丁目5-18	高美台保育園	—	9:00～17:00
小A	231302	やまのみタウン 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-18	やまのみ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231303	信愛にじいろ保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	674-2416	674-2417	名島2丁目2-22	信愛保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231306	あかつき小規模保育園	19	674-1152	682-1132	若宮1丁目3-13	あかつき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231308	やまのみカントリー	19	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-24	やまのみ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231309	太陽なごみ保育園	19	681-7874	681-7881	香椎駅東4丁目25-4	太陽保育園 太陽みかつき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231310	てりは子どもの家	19	984-3071	984-3071	香椎照葉3丁目2-2	ふたば幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231311	ほっぺるランド名島	12	692-1791	692-1792	名島3丁目27-4	博多中央幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232301	あかりのこ保育園	19	632-8882	631-2619	馬出1丁目10-2	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231312	ICメディカルコスモス保育園	18	665-7811	—	香椎照葉3丁目4-5-3F	第2アイランドシティコスモス保育園	1時間	8:00～16:00
小A	233303	箱崎eキッズナーサリー	10	231-8391	231-8391	箱崎3丁目3-8	博多幼稚園	—	9:00～17:00
小A	231313	からふる千早保育園	19	410-5947	405-7712	千早5丁目13-8	からふる福岡東保育園	2時間	9:00～17:00
小A	231314	キッズ・キッズ保育園 香椎	19	692-7767	692-7767	香椎駅前1丁目18-45	博多中央幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231315	エンジェルアイ保育園	19	643-6143	643-6196	箱崎3丁目2-23	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231316	香椎にじいろのたね保育園	19	577-4776	577-4776	香椎駅前2丁目4-11	博多幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231318	やまのみガーデン	19	661-1424	661-1426	松崎3丁目14-24	やまのみ松崎保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231319	からふる千早2号保育園	19	710-8747	710-8748	千早5丁目13-8	からふる福岡東保育園	2時間	9:00～17:00
小A	231320	箱崎駅前eキッズナーサリー	14	231-0648	231-0648	箱崎1丁目7-38	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231321	あかりのこ香住ヶ丘園	19	410-3322	410-3321	香住ヶ丘6丁目1-2	博多南幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231322	ちいさないくみ保育園	19	674-1933	674-1930	名島4丁目54-28	名島保育園 香椎照葉幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231323	箱崎駅前東eキッズナーサリー	19	710-5473	710-5473	筥松2丁目19-10	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	233302	ファミリー子育てステーション馬出	15	631-3050	631-3050	馬出2丁目22-23	松翠保育園	—	8:45～16:45
小C	233301	クローバー（★）	10	682-2366	682-2366	千早6丁目2 15棟12号	御幸保育園	朝/タ30分	9:00～17:00
家庭的	241301	てんとうむし（★）	5	672-6499	672-6499	水谷1丁目24-3 1棟14号	御幸保育園	朝/タ30分	9:00～17:00

【博多区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231202	第2隅田保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	17	582-0003	586-9860	西月隈6丁目2-8	隅田保育園	—	9:00～17:00
小A	231201	さくらんぼルーム	18	483-2221	483-2221	博多駅南3丁目3-25	東住吉保育園	—	8:30～16:30
小A	231207	ルワールド吉塚本町保育園	19	629-5255	629-5255	吉塚本町2-14-1	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231206	福岡たいせい保育園	19	409-9449	409-9449	吉塚本町2-23	サルナート幼稚園 吉塚ゆりの樹幼稚園	—	9:00～17:00
小A	231203	ほっぺるランド竹下	19	292-1813	292-1816	竹下4丁目6-14	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231204	ほっぺるランド博多駅前	19	409-4834	409-4837	博多駅前2丁目20-15	サルナート幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232201	キッズ・キッズ保育園 博多	19	473-8055	260-9558	博多駅前2丁目12-3	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231208	ここみ山王保育園	19	451-3004	451-3004	博多駅南4丁目9-32	サルナート幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231209	ほっぺるランド住吉	12	260-9828	260-9829	住吉5丁目5-12-2F	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231210	博多eキッズナーサリー	19	710-7946	710-7946	千代4丁目28-8	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231211	あかりのこ堅粕園	19	292-2228	292-2280	堅粕3丁目19-7	東福岡幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231212	ナッツ保育園	15	260-1788	260-1788	博多駅前4丁目27-13-1	あかつき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231213	博多りんりん保育園	19	710-6788	710-6789	博多駅東2丁目13-23	福岡音楽学院附属幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231214	空港前保育園	18	629-8322	710-6766	空港前4丁目17-15	大井保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231215	第2雑餉隈保育園	19	707-8719	707-8719	麦野6丁目10-4	雑餉隈保育園	—	8:30～16:30
小A	231216	博多ほしにねがいを保育園	18	472-2233	472-2234	上牟田2丁目6-7	博多ビノキオこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231217	つくしんぼのいえ	19	980-4970	980-4971	板付2丁目1-14	つくし保育園 第2つくし保育園	1時間	8:30～16:30
小C	233202	キッズルーム竹下(★)	9	474-5800	474-5800	那珂1丁目45-22	五十川保育園	朝/タ30分	9:00～17:00
小C	233203	キッズルーム那珂中央(★)	9	473-7677	473-7677	那珂2丁目15-2-102	五十川保育園	朝/タ30分	9:00～17:00
小C	233201	キッズルーム那珂(★)	9	483-0558	483-0558	那珂2丁目15-2-105	五十川保育園	朝/タ30分	9:00～17:00
事業所内	261201	けいあい保育園	12	631-2255	631-1009	千代1丁目1-55	光薫寺保育園	1時間	9:00～17:00
事業所内	261202	けんちょう保育園	5	402-1502	402-1504	東公園7-7 福岡県庁行政南棟1階	清水保育園	1時間	9:00～17:00

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・認定こども園・幼稚園です。

※ 施設名に「(★)」がついている事業所は、保育短時間のみのご利用となります。

【中央区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231103	ニチイキッズ天神保育園	19	738-8122	738-8123	天神3丁目10-11	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231102	ほっぺるランド赤坂	19	406-5632	406-5638	赤坂1丁目11-18	円龍幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231104	ほっぺるランド舞鶴	12	753-9822	753-9825	舞鶴1丁目4-30	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231105	ほっぺるランド大名	12	406-2628	406-2638	大名1丁目3-11	円龍幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231106	あーす保育園 警固	12	406-9259	406-9261	警固1丁目6-56-2F	あーす保育園平尾	1時間	8:30～16:30
小A	231107	福岡ゆうゆう保育園	19	731-0055	731-0055	警固2丁目13-17-1F	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231109	あーす保育園 六本松	19	715-2666	715-2666	六本松2丁目12-25	大原幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231110	白金こども園	19	982-3361	982-3361	白金2丁目3-14	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231111	とっと保育園	19	406-8728	406-8729	清川3丁目16-19	福岡音楽学院附属幼稚園 ゆきぞの幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231112	ひなたぼっこ天神北園	19	707-2820	707-2825	天神5丁目7-1-2F	茶山幼稚園	2時間	9:00～17:00
小A	231113	とっと保育園Ⅱ	19	707-0711	707-0712	清川3丁目16-19	福岡音楽学院附属幼稚園 ゆきぞの幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231114	浄水通くすくすナーサリー	18	791-3190	791-3390	平尾浄水町1-22	高宮くすくすの丘保育園	1時間	8:30～16:30
小A	232101	キッズ・キッズ保育園 天神	15	751-5728	751-5728	渡辺通り4丁目1-36	円龍幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231115	キッズ・キッズ保育園 浄水S	19	791-5395	791-5395	平尾4丁目21-21	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231116	キッズ・キッズ保育園 浄水N	19	791-5394	791-5394	平尾4丁目21-23	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231117	赤坂すずかけ保育園	18	753-8601	753-8621	赤坂2丁目1-39	ながずみ幼稚園	1時間	8:45～16:45
小A	231118	どんぐりののうち保育園	15	534-2211	534-2211	小笹3丁目11-10	森ののうち保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231119	桜坂みらい保育園	19	707-3200	707-3201	警固3丁目6-1	あさひ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231120	三幸クローバー保育園	19	707-3955	707-3956	地行1丁目9-10-3F	茶山幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231121	リトルワールド六本松保育園	17	406-3366	406-3366	六本松4丁目3-2	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231122	唐人町あけぼの保育園	19	771-8818	771-8815	黒門9-14-1F	あけぼの保育園	1時間	8:30～16:30
小A	233102	わらべ	19	531-1900	531-1900	小笹2丁目8-39	野ばら保育園	—	8:30～16:30
事業所内	261102	青陵保育園	9	407-4151	407-4152	六本松4丁目2-3	ほっぺるランド六本松	2時間	9:00～17:00

【南区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231502	おおはし子どもの家	10	562-0084	562-0084	大橋1丁目19-16	えんぜる保育園（※1）	1時間	8:30～16:30
小A	231503	くすくす子どもの家	10	562-2525	562-2525	大橋1丁目19-16	えんぜる保育園（※1）	1時間	8:30～16:30
小A	231504	大橋駅前コスモス保育園	18	559-6277	—	大橋1丁目1-11	寺塚コスモス保育園 大橋コスモス保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231507	まいむのこ保育園	19	400-6463	555-7869	大橋1丁目8-8	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231506	リトルワールド高宮保育園	19	406-5688	406-5688	高宮3丁目2-15	大橋幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231505	ここみ福岡保育園	19	512-5666	512-5666	長住1丁目1-57	大橋幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	232501	キッズ・キッズ保育園 長丘	19	542-0006	542-0006	長丘4丁目3-36	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	232502	若久くりの木保育園	15	511-8800	511-8800	若久1丁目32-16	若久幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231508	ニチイキッズ大橋保育園	19	557-2611	557-2625	向野2丁目3-4	聖心ウルスラ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231509	ひなたぼっこ高宮園	19	408-8858	408-8819	玉川町5-4	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231510	こどもの森保育園 平尾駅前ナーサリー	15	534-5775	534-5755	大橋2丁目19-6	あかし幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231511	若久小規模保育園 ひよこのおにわ	19	542-2005	542-2005	若久4丁目5-6	筑紫丘幼稚園 横手つばさ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231512	こどもの森保育園 清水ナーサリー	19	710-3883	710-3883	清水1丁目24-31	あかし幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231513	純真の丘保育園	19	555-3446	555-3447	筑紫丘1丁目3-1	こどもの園純真	1時間	8:00～16:00
小A	231514	高宮えがお保育園	19	526-1100	526-1101	大橋3丁目19-24	わかひさ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231515	こどもの森保育園 塩原ナーサリー	18	710-1617	—	清水3丁目25-13	かなやま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231516	こどもの森保育園 大橋駅前ナーサリー	19	408-6886	—	塩原3丁目17-12	かなやま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231517	るりいろ保育園 平尾	19	406-5185	406-5197	大橋2丁目19-20 4F	カトリック聖クララ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231518	あいうえ保育園	18	791-6556	791-6556	大橋3丁目19-27 2F	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231519	臼佐こひつじ保育園	19	707-9120	707-9121	臼佐4丁目10-1	みやけ保育園（※2） 福岡女学院幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231520	E M I ナーサリー 2	18	710-1193	—	大橋2丁目16	恵美保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231521	ひなたぼっこ柏原園	19	555-3555	555-3556	柏原1丁目19-29	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231522	ゆうあい歩笑夢	19	588-8100	588-8099	臼佐5丁目7-27	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231523	福岡ベビーガーデン保育園	18	983-6599	983-6599	警弥郷1丁目14-1 1F	花畑ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231524	福岡南ベビーガーデン保育園	19	983-6601	983-6601	警弥郷1丁目14-1 1F	中尾ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231525	えんぜる子どもの家	19	502-1151	502-1151	折立町5-18 1F	聖心ウルスラ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231526	キッズくれよん長丘	17	555-8411	510-0571	長丘5丁目3-29	大原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小B	232503	ウルスラランド	19	557-8102	541-2463	塩原4丁目23-28	聖心ウルスラ幼稚園	—	8:30～16:30
小C	233502	あおぞら子どもの家	10	562-1336	562-1336	和田1丁目22-31-102	えんぜる保育園（※1）	2時間	8:30～16:30
小C	233501	なかよし子どもの家	10	511-9668	511-9668	和田1丁目22-31-101	えんぜる保育園（※1）	2時間	8:30～16:30
事業所内	261501	ライフ・キッズ	18	408-1124	408-1072	野間3丁目15-1	あすなる幼稚園	1時間	9:00～17:00

※1 連携施設の「えんぜる保育園」は、令和7年4月から「えんぜる認定こども園」に名称を変更する予定です。

※2 連携施設の「みやけ保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 みやけ保育園」に名称を変更する予定です。

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・認定こども園・幼稚園です。

【城南区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231601	樋井川さくら保育園	12	862-7362	863-7370	長尾4丁目4-22	さくら保育園	—	9:00～17:00
小A	231603	仁愛乳児保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	19	871-4402	871-4488	樋井川2丁目11-1	仁愛保育園	2時間	8:30～16:30
小A	231602	七隈さくら保育園	12	864-7364	863-7370	七隈3丁目5-1	さくら保育園	—	9:00～17:00
小A	233601	田島けやき保育園	19	833-8276	833-8277	田島2丁目28-26	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	233602	田島ロータス保育園	12	834-4755	834-4756	田島2丁目29-16	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231604	ゆめのみ保育園	17	836-6072	836-6072	南片江4丁目22-3	油山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231605	三幸保育園	19	843-0001	707-6661	鳥飼5丁目2-57	茶山幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231606	アンジュブラン別府駅保育園	19	845-5515	845-5518	別府3丁目1-11	きりん幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231607	田島さらのき保育園	12	843-5111	843-5123	田島2丁目29-14	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231608	茶山うさぎ保育園	19	707-7237	—	別府6丁目14-44	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231609	油山こひつじ保育園	19	400-1922	400-1923	東油山4丁目7-1	こひつじの森保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231610	田島くすくすナーサリー	12	834-4610	834-4615	田島3丁目19-20	笹丘くすくすの木保育園	1時間	9:00～17:00

【早良区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231701	幸福保育園	10	834-6091	834-6091	有田3丁目4-37	アン・シャリーこども園 栄光保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231703	エミール子どもの家	18	833-5577	833-5578	有田8丁目3-12	エミールこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231702	小田部保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	10	090-2503-3715	843-9398	小田部3丁目18-7	原西保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231704	星のスマイル保育園	15	836-7113	836-7113	有田1丁目33-8	星の原田地保育園	—	8:30～16:30
小A	231705	みどりっこ保育園	17	861-0787	851-7222	飯倉4丁目26-12	みどり保育園	1時間	9:00～17:00
小A	231709	星の木保育園	19	801-2600	801-2681	星の原田地67-1	星の原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231708	大原保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	831-4157	831-5168	原3丁目5-20	大原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231707	さつき保育園	15	865-5507	865-5508	野芥6丁目61-7	さつき幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231706	さわらサクラ保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	19	811-4950	811-4950	四箇田田地6-1	さわらサクラ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231710	ひなたぼっこ百道浜園	19	407-9226	407-9232	百道浜2丁目3-33-2F	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231711	リトルワールド室見保育園	19	407-9277	407-9277	室見1丁目2-23	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231712	第二幸福保育園	18	834-6092	834-6092	有田3丁目4-37	アン・シャリーこども園 栄光保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231713	第2小田部保育園	15	080-2748-5553	843-9398	小田部3丁目23-1-3	原西保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231714	西新保育園こすもす	17	821-7969	821-4209	曙1丁目7-26	西新保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231715	藤崎くすくすナーサリー	18	407-2758	407-2702	藤崎1丁目1-13-201	あかし幼稚園 高取幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231716	ソフィア子どもの家	19	707-7272	707-7273	有田3丁目8-28	エミールこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231717	ねいろ保育園	19	407-7475	407-7476	飯倉4丁目6-11	若杉保育園(※1) 飯倉幼稚園	1時間	8:45～16:45
小A	231718	いずみキッズ保育園	18	832-3550	832-3551	原2丁目4-15	すみれ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231719	第2さつき保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	12	864-5550	864-5500	西油山154	さつき幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231720	飯倉こころ保育園	19	836-7906	836-7940	飯倉6丁目24-16	飯倉幼稚園 あかし幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231721	そはら保育園	17	831-3685	831-3686	昭代2丁目2-31	高取幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231722	そはらリトル保育園	12	831-3685	831-3686	昭代2丁目2-31	豊庄保育園 高取幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231723	百道ベビーガーデン保育園	19	836-6704	836-6703	百道浜3丁目4-10	室見ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231724	どれみ保育園	12	836-7006	836-7016	飯倉4丁目11-15	めぐみ保育園 飯倉幼稚園	1時間	8:45～16:45
小A	231725	ハニーベア保育園	14	836-8213	—	次郎丸4丁目5-69	たぐま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	261703	フラワーキッズ	12	874-2223	874-2226	田村2丁目6-5	いるべ保育園	1時間	8:30～16:30
事業所内	261701	浜江堂エンゼル保育園	14	871-2273	863-2641	野芥5丁目6-37	野芥保育園	1時間	8:30～16:30
事業所内	261702	福岡山王病院保育所	7	832-1182	832-3061	百道浜3丁目6-45	西南幼稚園	2時間	8:30～16:30

※1 連携施設の「若杉保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 若杉保育園」に名称を変更する予定です。

【西区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231801	ちいさな飯盛保育園	18	811-1409	811-1409	大字飯盛451-2	飯盛保育園	2時間	8:30～16:30
小A	231802	保育室マザームーン	18	885-1111	885-1111	姪浜駅南3丁目5-1-101	ときわ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232803	ひよこ保育園	17	885-5801	885-5801	拾六町3丁目18-45	たんぼぼ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231803	保育室マザームーン スマイル園	12	882-7817	836-6717	姪の浜2丁目13-21	ときわ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231804	あおぞら保育園	19	883-8388	883-8388	福重5丁目20-14	ときわ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231806	きらきら光る保育園	19	806-7745	806-7746	徳永北6-16	元岡きらきら保育園(※1)	1時間	8:30～16:30
小A	231807	アソカの森のいえ	18	807-7580	807-7588	北原1丁目6-9	アソカの森幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231808	花のおさなご姪浜駅南	12	707-7900	834-5172	姪浜駅南1丁目5-7	内浜保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231809	成徳保育園ココテラス	18	981-1952	—	石丸2丁目31-33	成徳保育園	1時間	8:30～16:30
家庭的	241801	おはな(★)	5	881-3703	881-3703	愛宕3丁目3-57-103	姪浜保育所	—	8:30～16:30
家庭的	241803	ファーストチャイルド	5	892-6265	892-6265	姪浜駅南4丁目4-37-102	すみわたる保育園	—	9:00～17:00

※1 連携施設の「元岡きらきら保育園」は、令和7年4月から「認定こども園 元岡きらきら保育園」に名称を変更する予定です。

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・認定こども園・幼稚園です。

※ 施設名に「(★)」がついている事業所は、保育短時間のみのご利用となります。

○居宅訪問型保育事業所 ※ 利用に関することは、こども未来局保育支援課へお問い合わせください。

類型	施設コード	施設名	定員	電話	F A X	所在地
居宅	251701	居宅訪問型保育事業所 おはなの森	4	407-9024	407-9025	早良区田村6丁目1-19
居宅	251702	居宅訪問型保育事業所 ありすの家	4	260-7667	292-8282	早良区田村6丁目1-23
居宅	251301	居宅訪問型保育事業所 みつは保育園	3	292-7550	—	東区多の津5丁目27-14 1階

16 保育料表

令和7年度 保育料表（案）

（福岡市）

※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童を対象とした表です。

※ 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料は0円です。

※ 令和5年4月より福岡市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の保育料を同時入所や所得制限などの要件を設けず、無償化します。

※ 保育料は原則として、金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額（月額）			<参考>国徴収金基準額	
階層区分	区 分（税 額）	第1子		第2子以降	国区分	保育標準時間 保育短時間
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間		
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	1	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	2	0
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200	13,900	0	3	19,500 19,300
C2	市町村民税のうち所得割 48,600円未満	17,000	16,700	0		
D1	△階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円～ 61,000円未満	19,800	19,400	4	30,000 29,600
D2		61,000円～ 73,000円未満	22,600	22,200		
D3		73,000円～ 85,000円未満	25,400	24,900		
D4		85,000円～ 97,000円未満	28,200	27,700		
D5		97,000円～126,000円未満	31,900	31,300	5	44,500 43,900
D6		126,000円～149,000円未満	35,600	34,900		
D7		149,000円～169,000円未満	39,300	38,600	6	61,000 60,100
D8		169,000円～255,000円未満	44,600	43,800		
D9		255,000円～301,000円未満	53,000	52,000		
D10		301,000円～397,000円未満	64,000	62,900	7	80,000 78,800
D11	397,000円以上	83,200	81,700	0	8	104,000 102,400

注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。
ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認ができませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。

市町村民税の申告をされていない場合など、保育料の決定に必要な税額が確認できない場合は、福岡市独自の多子軽減を適用できず、D11階層（最高額）で仮決定します。税申告手続きが完了し、税額が確認できた時点で当初決定まで遡って再算定を行いますので、すみやかに税申告手続きをお願いします。（収入がなく、非課税となる場合であっても保育料算定のため、市町村民税の申告をお願いしております。）

注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率（6%）を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。

注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注4 保育料は児童の4月1日の前日時点の年齢により決定されますので、2歳児クラス在籍時に年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

【別表】要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

利用児童の属する世帯の階層区分			福岡市保育料額(月額)		
階層 区分	区 分 (税 額)		第 1 子		第 2 子以降
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
C1	前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する要保護世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	6,600	6,500	0
C2		市町村民税のうち所得割 48,600円未満	8,000	7,900	0
D1		48,600円～ 61,000円未満	9,000	9,000	0
D2		61,000円～ 73,000円未満	9,000	9,000	0
D3		73,000円～ 77,101円未満	9,000	9,000	0

注1 要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、上記別表に記載されている区分（税額）に応じて第1子の保育料を決定し、第2子以降の保育料は0円です。

注2 「ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。

① 「ひとり親家庭」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯

② 「在宅障がい児（者）がいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ. 本市の発行する療育手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ. 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

17 お問い合わせ先

(1) 保育施設等の利用に関すること

保育施設等が所在する区の保健福祉センター（福祉事務所）子育て支援課こども家庭福祉係へ

名 称	所 在 地	電話（直通）・FAX
東区保健福祉センター （東福祉事務所） 子育て支援課	〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号	こども家庭福祉第1・2係 電 話 092-645-1068 FAX 092-631-1511
博多区保健福祉センター （博多福祉事務所） 子育て支援課	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-419-1080 FAX 092-402-2703
中央区保健福祉センター （中央福祉事務所） 子育て支援課	〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号	こども家庭福祉係 電 話 092-718-1101 FAX 092-771-4955
南区保健福祉センター （南福祉事務所） 子育て支援課	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-559-5123 FAX 092-559-5149
城南区保健福祉センター （城南福祉事務所） 子育て支援課	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4103 FAX 092-822-2133
早良区保健福祉センター （早良福祉事務所） 子育て支援課	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4354 FAX 092-831-5723
西区保健福祉センター （西福祉事務所） 子育て支援課	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-895-7065 FAX 092-881-5874

(2) 保育事業に関すること

福岡市役所		〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号	FAX（4課共通） 092-733-5718
こども未来局	担当課名	担 当 業 務 内 容	電話・電子メール
	運営支援課	保育施設等運営・保育料納付の相談・延長保育・休日保育・実費徴収補足給付事業・企業主導型保育事業	電話 092-711-4245 E-mail uneishien.CB@city.fukuoka.lg.jp
	指導監査課	保育所指導・安全管理・調理衛生	電話 092-711-4262 E-mail shidokansa.CB@city.fukuoka.lg.jp
	保育支援課	認可外保育施設 特別支援保育（さぼーと保育）	電話 092-711-4596 E-mail hoikushien.CB@city.fukuoka.lg.jp
	事業調整課	待機児童支援事業・一時預かり事業 「福岡市型」こども誰でも通園制度 ベビーシッター派遣事業	電話 092-711-4340 E-mail jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

ふくおか子ども情報 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/>